

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年5月14日

【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤瀬 宏

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目36番7号

【事務連絡者氏名】 富岡 秀夫

【電話番号】 03-6722-4813

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 青のライフキャンバス・ファンド（標準型）
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続募集額
各ファンドにつき1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

以上を総称して「ライフキャンパス・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンパス・ファンド」、「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンパス・ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

消費税率が10%になった場合は、2.20%となります。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年5月15日から2020年5月15日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数を乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ライフキャンバス・ファンドは各ファンド間でスイッチング（乗換）が可能な場合があります。スイッチングにつきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、取扱いを行わない販売会社もあります。また、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合には適用されません。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

スイッチングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複 合（株式・債券）資産配 分固定型）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり なし

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

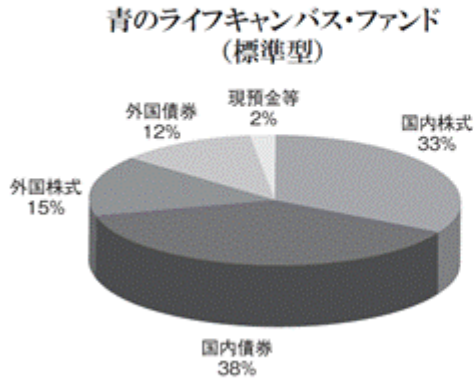
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1 ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。
- 2 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。



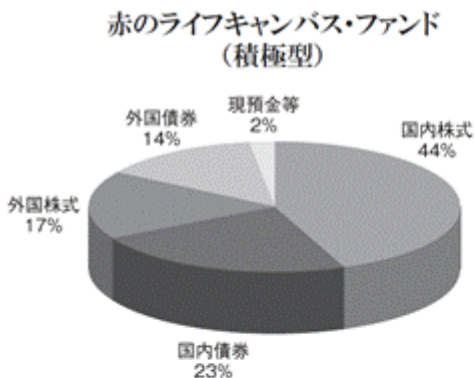
中長期的な成長を目指す

「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、株式資産や外貨建資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

- 3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金限度額

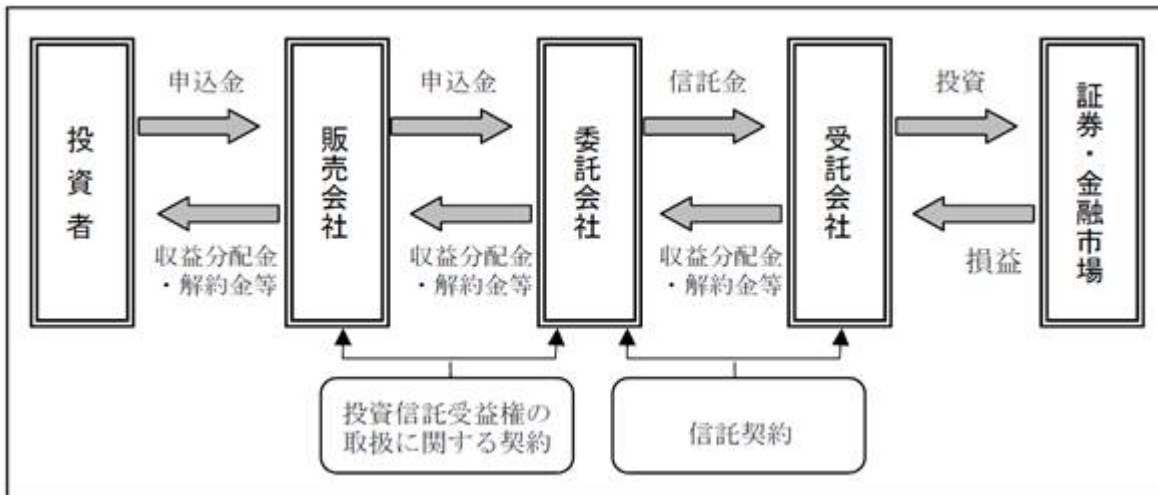
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2000年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

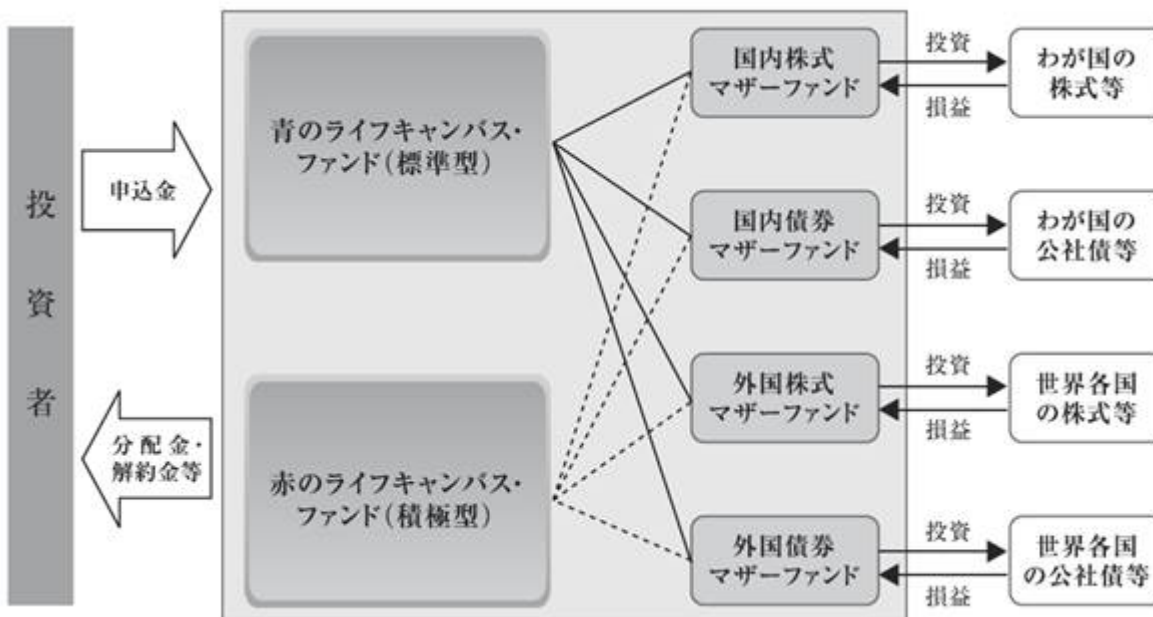
ファンドの仕組み図



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）

(4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2019年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2019年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

● マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ^{※1}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク^{※2}: 東証株価指数 (TOPIX)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント^{※3}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク: NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村証券株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAIインデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: MSCI-KOKUSAIインデックス (除く日本、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

外国債券 マザーファンド

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数をベンチマークとします。

※1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。

※3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。

投資態度

● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

※基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、原則として、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、信託財産の純資産総額で除したものです。

- a. 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- b. 信託財産に属する資産について、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- c. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。
- d. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- e. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

（１）有価証券

（２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

（３）金銭債権

（４）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- 1．国内株式マザーファンド
- 2．国内債券マザーファンド
- 3．外国株式マザーファンド
- 4．外国債券マザーファンド
- 5．株券または新株引受権証券
- 6．国債証券
- 7．地方債証券
- 8．特別の法律により法人の発行する債券
- 9．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 10．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 11．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 12．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 13．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 15．コマーシャル・ペーパー
- 16．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- 17．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 18．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 19．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 20．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 21．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 22．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

23．外国法人が発行する譲渡性預金証書

24．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

25．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、5.の証券または証書、17.および22.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から11.までの証券および17.および22.の証券または証書のうち6.から11.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18.および19.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

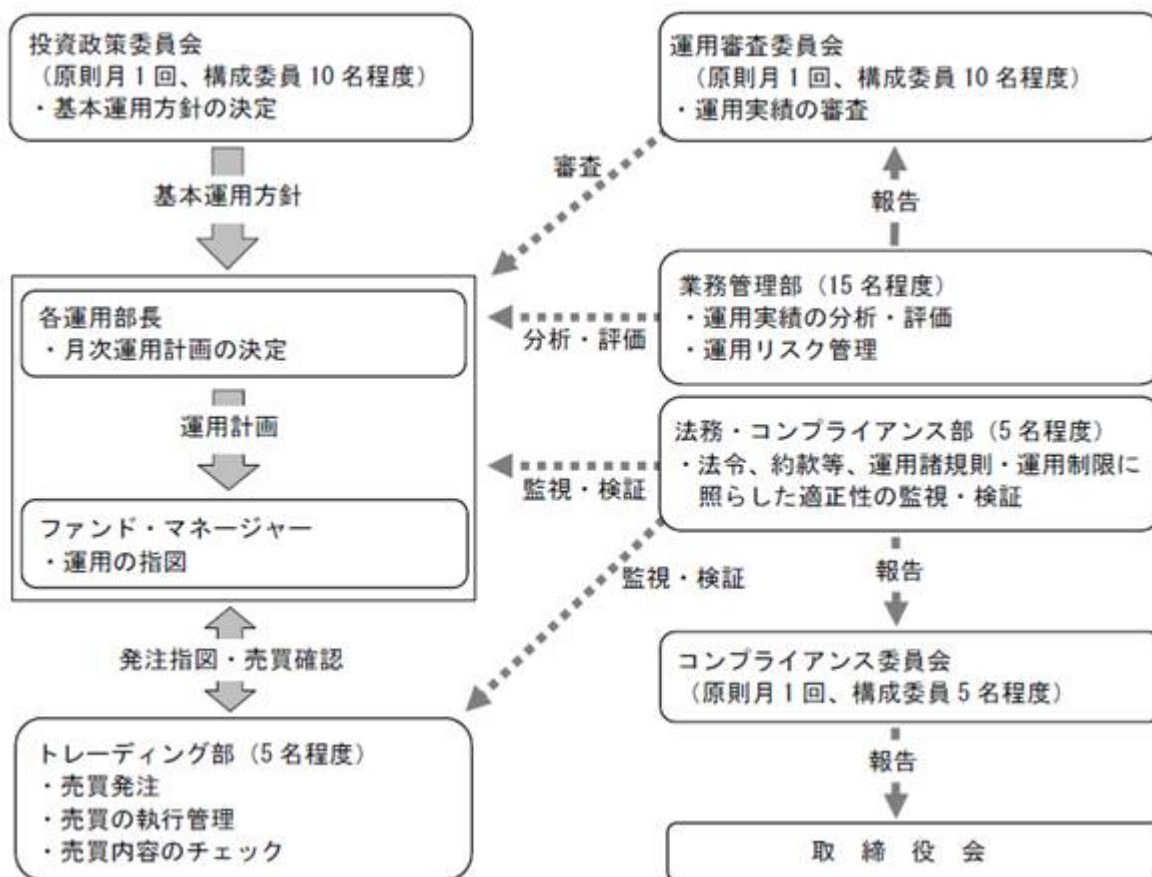
4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2019年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回、毎決算時（2月15日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、そ

の残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. （１）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
（２）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時

価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産について、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
 - (4) (1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- s. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- t. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

国内株式マザーファンド

（1）投資方針

東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析を加味して決定します。

セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4. 売出しにより取得する株券
 - 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- l. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- m. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得したもの）以上の信用格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a . 株式への投資は行いません。
- b . 外貨建資産への投資は行いません。
- c . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
(4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
(5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社がその必要性を認めたときあるいは受入れが必要と委託会社が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
(4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- (6) fに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- m. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- n. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国株式マザーファンド

(1) 投資方針

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。

業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。

銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーションなどを考慮して決定します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- e . (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- j . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは担保の受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (6) j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

p. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

q. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国債券マザーファンド

(1) 投資方針

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

a. 外貨建資産への投資には制限を設けません。

b. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

c. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。

- (3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定

めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- f . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- k . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- n. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- o. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

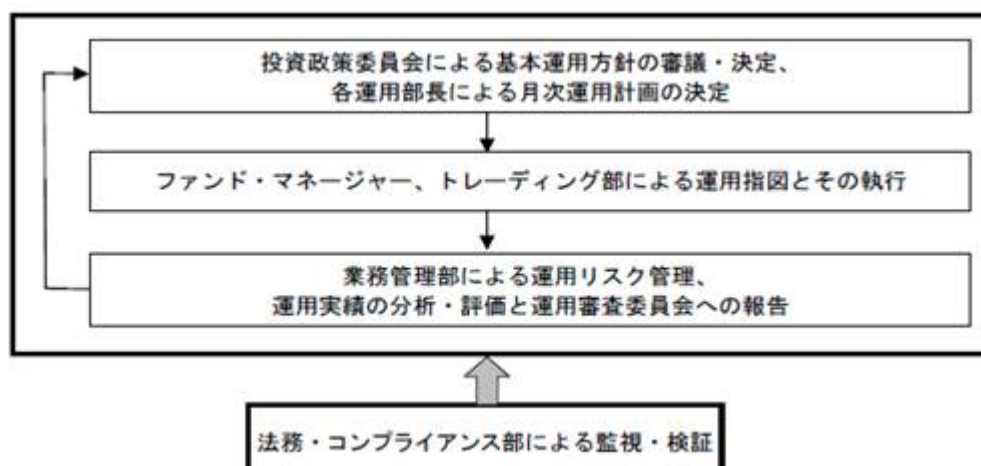
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

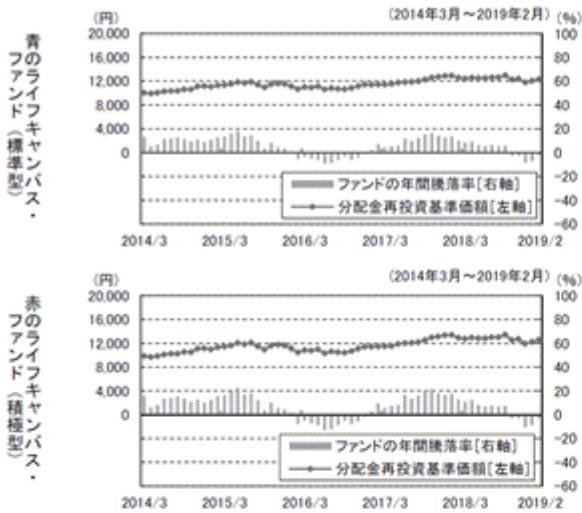


リスクの管理体制は2019年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

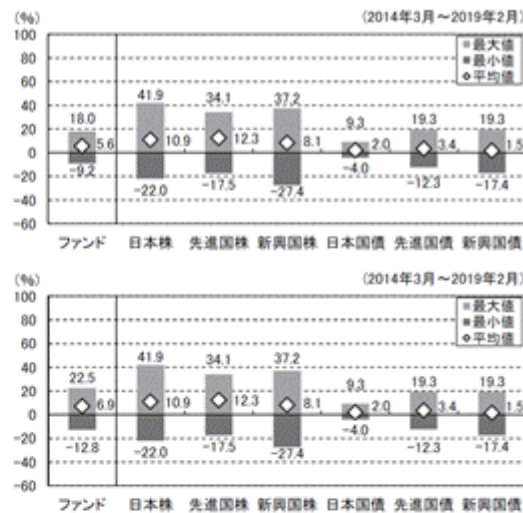
<参考情報>

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- * 右のグラフは、2014年3月から2019年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- * 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 上記の騰落率は2019年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

- * 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

消費税率が10%になった場合は、2.20%となります。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.296%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%になった場合は、年1.32%となります。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率)

支払先	信託報酬率（税抜）	対価の内容
委託会社	0.52%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻

金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

税金の取扱いについては、2019年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2019年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,361	97.21
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	39	2.79
合計（純資産総額）	-	1,400	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

(2019年2月28日現在)

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	447,725,653	1.0606 474,857,827	1.0805 483,767,568	34.56
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	324,967,687	1.4421 468,635,901	1.4412 468,343,430	33.46
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	106,622,905	2.1583 230,124,216	2.2160 236,276,357	16.88
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	65,235,348	2.6196 170,890,517	2.6405 172,253,936	12.30

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2019年2月28日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.21
合計	97.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位:百万円）	純資産総額 （分配付） （単位:百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位:円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位:円）
第10期 計算期間 （2010年2月15日現在）	3,406	3,406	0.7905	0.7905
第11期 計算期間 （2011年2月15日現在）	3,545	3,545	0.8194	0.8194
第12期 計算期間 （2012年2月15日現在）	3,370	3,370	0.7732	0.7732
第13期 計算期間 （2013年2月15日現在）	1,016	1,016	0.8771	0.8771
第14期 計算期間 （2014年2月17日現在）	1,120	1,154	0.9934	1.0244
第15期 計算期間 （2015年2月16日現在）	1,163	1,291	0.9989	1.1089
第16期 計算期間 （2016年2月15日現在）	1,212	1,212	0.9456	0.9456
第17期 計算期間 （2017年2月15日現在）	1,311	1,331	1.0182	1.0342
第18期 計算期間 （2018年2月15日現在）	1,314	1,438	1.0053	1.1003
2018年2月末日	1,440	-	1.0182	-
2018年3月末日	1,416	-	1.0043	-
2018年4月末日	1,436	-	1.0190	-
2018年5月末日	1,413	-	1.0127	-
2018年6月末日	1,411	-	1.0114	-
2018年7月末日	1,426	-	1.0217	-
2018年8月末日	1,429	-	1.0220	-
2018年9月末日	1,466	-	1.0487	-
2018年10月末日	1,387	-	0.9917	-
2018年11月末日	1,403	-	1.0026	-
2018年12月末日	1,339	-	0.9551	-
2019年1月末日	1,367	-	0.9749	-
第19期 計算期間 （2019年2月15日現在）	1,386	1,386	0.9868	0.9868
2019年2月末日	1,400	-	0.9979	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第10期 計算期間（2010年2月15日）	0.0000
第11期 計算期間（2011年2月15日）	0.0000
第12期 計算期間（2012年2月15日）	0.0000
第13期 計算期間（2013年2月15日）	0.0000
第14期 計算期間（2014年2月17日）	0.0310
第15期 計算期間（2015年2月16日）	0.1100
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000

第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0160
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.0950
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第10期 計算期間（2009年2月17日～2010年2月15日）	11.37
第11期 計算期間（2010年2月16日～2011年2月15日）	3.66
第12期 計算期間（2011年2月16日～2012年2月15日）	5.64
第13期 計算期間（2012年2月16日～2013年2月15日）	13.44
第14期 計算期間（2013年2月16日～2014年2月17日）	16.79
第15期 計算期間（2014年2月18日～2015年2月16日）	11.63
第16期 計算期間（2015年2月17日～2016年2月15日）	5.34
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	9.37
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	8.06
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	1.84

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第10期 計算期間（2009年2月17日～2010年2月15日）	16,667,845	8,851,421
第11期 計算期間（2010年2月16日～2011年2月15日）	24,283,512	5,556,928
第12期 計算期間（2011年2月16日～2012年2月15日）	40,602,931	8,991,049
第13期 計算期間（2012年2月16日～2013年2月15日）	12,552,738	3,212,469,518
第14期 計算期間（2013年2月16日～2014年2月17日）	12,664,726	44,200,046
第15期 計算期間（2014年2月18日～2015年2月16日）	46,233,343	9,102,232
第16期 計算期間（2015年2月17日～2016年2月15日）	129,643,314	12,200,138
第17期 計算期間（2016年2月16日～2017年2月15日）	16,400,831	10,782,684
第18期 計算期間（2017年2月16日～2018年2月15日）	35,448,552	15,448,500
第19期 計算期間（2018年2月16日～2019年2月15日）	127,368,282	30,279,304

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,353	96.87
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	44	3.13
合計（純資産総額）	-	1,397	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2019年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	585,953,203	1.0606 621,461,967	1.0805 633,122,435	45.33
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	118,971,346	2.1583 256,775,857	2.2160 263,640,502	18.88
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	178,389,593	1.4421 257,255,632	1.4412 257,095,081	18.41
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	75,416,899	2.6196 197,562,108	2.6405 199,138,321	14.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2019年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	96.87
合計	96.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2019年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第10期 計算期間 （2010年2月15日現在）	3,075	3,075	0.7176	0.7176
第11期 計算期間 （2011年2月15日現在）	3,226	3,226	0.7502	0.7502
第12期 計算期間 （2012年2月15日現在）	2,984	2,984	0.6931	0.6931

第13期 計算期間 (2013年2月15日現在)	929	929	0.8062	0.8062
第14期 計算期間 (2014年2月17日現在)	1,112	1,112	0.9718	0.9718
第15期 計算期間 (2015年2月16日現在)	1,142	1,266	0.9996	1.1086
第16期 計算期間 (2016年2月15日現在)	1,167	1,167	0.9294	0.9294
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,289	1,312	1.0221	1.0401
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,257	1,441	0.9842	1.1282
2018年2月末日	1,441	-	0.9995	-
2018年3月末日	1,419	-	0.9829	-
2018年4月末日	1,444	-	1.0005	-
2018年5月末日	1,422	-	0.9924	-
2018年6月末日	1,419	-	0.9905	-
2018年7月末日	1,438	-	1.0032	-
2018年8月末日	1,443	-	1.0044	-
2018年9月末日	1,492	-	1.0384	-
2018年10月末日	1,392	-	0.9680	-
2018年11月末日	1,408	-	0.9803	-
2018年12月末日	1,323	-	0.9215	-
2019年1月末日	1,358	-	0.9442	-
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,378	1,378	0.9576	0.9576
2019年2月末日	1,397	-	0.9711	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第10期 計算期間（2010年2月15日）	0.0000
第11期 計算期間（2011年2月15日）	0.0000
第12期 計算期間（2012年2月15日）	0.0000
第13期 計算期間（2013年2月15日）	0.0000
第14期 計算期間（2014年2月17日）	0.0000
第15期 計算期間（2015年2月16日）	0.1090
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0180
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.1440
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第10期 計算期間（2009年2月17日～2010年2月15日）	14.27
第11期 計算期間（2010年2月16日～2011年2月15日）	4.54
第12期 計算期間（2011年2月16日～2012年2月15日）	7.61
第13期 計算期間（2012年2月16日～2013年2月15日）	16.32

第14期 計算期間(2013年2月16日～2014年2月17日)	20.54
第15期 計算期間(2014年2月18日～2015年2月16日)	14.08
第16期 計算期間(2015年2月17日～2016年2月15日)	7.02
第17期 計算期間(2016年2月16日～2017年2月15日)	11.91
第18期 計算期間(2017年2月16日～2018年2月15日)	10.38
第19期 計算期間(2018年2月16日～2019年2月15日)	2.70

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第10期 計算期間(2009年2月17日～2010年2月15日)	17,129,918	3,833,314
第11期 計算期間(2010年2月16日～2011年2月15日)	25,255,546	10,378,960
第12期 計算期間(2011年2月16日～2012年2月15日)	14,830,454	9,924,127
第13期 計算期間(2012年2月16日～2013年2月15日)	19,621,585	3,173,494,977
第14期 計算期間(2013年2月16日～2014年2月17日)	14,030,315	21,414,278
第15期 計算期間(2014年2月18日～2015年2月16日)	19,585,121	21,872,442
第16期 計算期間(2015年2月17日～2016年2月15日)	124,032,171	10,592,842
第17期 計算期間(2016年2月16日～2017年2月15日)	17,393,529	11,855,677
第18期 計算期間(2017年2月16日～2018年2月15日)	33,961,459	17,679,802
第19期 計算期間(2018年2月16日～2019年2月15日)	181,897,955	20,457,826

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) マザーファンドの状況

国内株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2019年2月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
株式	日本	8,052	98.09
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	157	1.91
合計(純資産総額)	-	8,209	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(2019年2月28日現在)

国名	種類	業種	銘柄名	数量(株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資比率(%)
----	----	----	-----	-------	--------------------	--------------------	---------

1	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	118,900	2,004.50 238,335,050	1,998.00 237,562,200	2.89
2	日本	株式	電気機器	村田製作所	13,000	17,286.61 224,725,930	17,325.00 225,225,000	2.74
3	日本	株式	情報・通信業	伊藤忠テクノソリューションズ	78,500	2,611.85 205,030,225	2,620.00 205,670,000	2.51
4	日本	株式	陸運業	東海旅客鉄道	8,000	23,895.00 191,160,000	24,975.00 199,800,000	2.43
5	日本	株式	小売業	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	29,200	6,802.48 198,632,502	6,640.00 193,888,000	2.36
6	日本	株式	卸売業	三菱商事	60,100	3,154.36 189,577,498	3,139.00 188,653,900	2.30
7	日本	株式	電気機器	キーエンス	2,900	62,000.00 179,800,000	64,930.00 188,297,000	2.29
8	日本	株式	電気機器	ソニー	34,900	5,046.00 176,105,400	5,341.00 186,400,900	2.27
9	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	26,700	6,605.00 176,353,500	6,697.00 178,809,900	2.18
10	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンクグループ	17,100	10,330.43 176,650,354	10,280.00 175,788,000	2.14
11	日本	株式	電気機器	小糸製作所	27,100	6,560.00 177,776,000	6,440.00 174,524,000	2.13
12	日本	株式	輸送用機器	スズキ	28,700	5,629.00 161,552,300	5,701.00 163,618,700	1.99
13	日本	株式	保険業	東京海上ホールディングス	29,700	5,381.00 159,815,700	5,426.00 161,152,200	1.96
14	日本	株式	精密機器	朝日インテック	29,600	5,380.00 159,248,000	5,350.00 158,360,000	1.93
15	日本	株式	化学	花王	17,000	8,205.00 139,485,000	8,424.00 143,208,000	1.74
16	日本	株式	建設業	ミライト・ホールディングス	82,300	1,652.88 136,032,024	1,738.00 143,037,400	1.74
17	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	31,000	4,479.00 138,849,000	4,469.00 138,539,000	1.69
18	日本	株式	小売業	ニトリホールディングス	9,800	13,860.00 135,828,000	13,885.00 136,073,000	1.66
19	日本	株式	情報・通信業	ミロク情報サービス	46,100	2,742.00 126,406,200	2,888.00 133,136,800	1.62
20	日本	株式	精密機器	HOYA	18,000	6,686.00 120,348,000	6,805.00 122,490,000	1.49
21	日本	株式	化学	日本触媒	16,000	7,420.00 118,720,000	7,590.00 121,440,000	1.48
22	日本	株式	機械	小松製作所	43,600	2,680.00 116,848,000	2,731.00 119,071,600	1.45
23	日本	株式	医薬品	中外製薬	15,700	7,000.00 109,900,000	7,570.00 118,849,000	1.45
24	日本	株式	サービス業	リクルートホールディングス	37,200	3,081.17 114,619,652	3,114.00 115,840,800	1.41
25	日本	株式	化学	ユニ・チャーム	32,200	3,481.00 112,088,200	3,545.00 114,149,000	1.39
26	日本	株式	情報・通信業	日本電信電話	23,400	4,589.00 107,382,600	4,801.00 112,343,400	1.37
27	日本	株式	建設業	大和ハウス工業	32,500	3,285.00 106,762,500	3,445.00 111,962,500	1.36

28	日本	株式	電気機器	日本電気	29,800	3,740.00 111,452,000	3,715.00 110,707,000	1.35
29	日本	株式	輸送用機器	S U B A R U	39,100	2,793.50 109,225,850	2,826.50 110,516,150	1.35
30	日本	株式	陸運業	S Gホールディングス	32,400	3,055.00 98,982,000	3,260.00 105,624,000	1.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2019年2月28日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	電気機器	16.84
株式	情報・通信業	12.19
株式	サービス業	9.33
株式	化学	8.43
株式	輸送用機器	6.68
株式	卸売業	6.10
株式	陸運業	5.92
株式	医薬品	5.77
株式	建設業	4.86
株式	小売業	4.55
株式	機械	4.38
株式	精密機器	3.97
株式	保険業	1.96
株式	銀行業	1.89
株式	非鉄金属	1.19
株式	その他金融業	1.14
株式	パルプ・紙	1.04
株式	証券、商品先物取引業	0.81
株式	不動産業	0.53
株式	金属製品	0.52
合計		98.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
-------	----	-----------	---------

国債証券	日本	7,228	75.31
特殊債券	日本	1,245	12.97
社債券	日本	1,012	10.54
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	112	1.18
合計（純資産総額）	-	9,597	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2019年2月28日現在）

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	第351回利付国債 (10年)	594,000,000	101.50 602,952,150	101.49 602,892,180	6.28	0.10	2028.6.20
2	日本	国債証券	第352回利付国債 (10年)	538,000,000	101.34 545,246,860	101.39 545,483,580	5.68	0.10	2028.9.20
3	日本	国債証券	第149回利付国債 (20年)	441,000,000	119.25 525,901,320	119.03 524,961,990	5.47	1.50	2034.6.20
4	日本	国債証券	第123回利付国債 (5年)	516,500,000	100.31 518,101,150	100.27 517,941,035	5.40	0.10	2020.3.20
5	日本	国債証券	第128回利付国債 (5年)	426,000,000	100.64 428,743,440	100.58 428,509,140	4.47	0.10	2021.6.20
6	日本	国債証券	第129回利付国債 (5年)	370,000,000	100.71 372,641,800	100.65 372,419,800	3.88	0.10	2021.9.20
7	日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	334,000,000	101.95 340,536,380	101.90 340,379,400	3.55	0.10	2026.9.20
8	日本	特殊債券	第21回地方公共団体 金融機構債券	300,000,000	102.74 308,220,000	102.66 307,983,000	3.21	1.37	2021.2.26
9	日本	国債証券	第153回利付国債 (20年)	257,000,000	116.38 299,112,020	116.26 298,803,620	3.11	1.30	2035.6.20
10	日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	288,000,000	101.92 293,529,600	101.87 293,388,480	3.06	0.10	2027.3.20
11	日本	国債証券	第154回利付国債 (20年)	226,000,000	114.85 259,572,300	114.73 259,307,880	2.70	1.20	2035.9.20
12	日本	国債証券	第349回利付国債 (10年)	196,000,000	101.69 199,316,320	101.68 199,304,560	2.08	0.10	2027.12.20
13	日本	国債証券	第146回利付国債 (20年)	159,000,000	121.69 193,487,100	121.56 193,280,400	2.01	1.70	2033.9.20
14	日本	国債証券	第130回利付国債 (5年)	178,000,000	100.78 179,388,400	100.74 179,327,880	1.87	0.10	2021.12.20
15	日本	国債証券	第345回利付国債 (10年)	175,000,000	101.94 178,396,750	101.89 178,314,500	1.86	0.10	2026.12.20
16	日本	国債証券	第384回利付国債 (2年)	171,000,000	100.26 171,456,570	100.23 171,396,720	1.79	0.10	2020.1.15
17	日本	国債証券	第158回利付国債 (20年)	165,000,000	102.99 169,943,400	102.82 169,654,650	1.77	0.50	2036.9.20

18	日本	国債証券	第159回利付国債 (20年)	160,000,000	104.54 167,275,200	104.45 167,123,200	1.74	0.60	2036.12.20
19	日本	国債証券	第348回利付国債 (10年)	155,000,000	101.77 157,752,800	101.76 157,741,950	1.64	0.10	2027.9.20
20	日本	国債証券	第8回利付国債(40年)	119,000,000	124.09 147,674,240	123.71 147,217,280	1.53	1.40	2055.3.20
21	日本	国債証券	第148回利付国債 (20年)	116,000,000	119.11 138,178,040	118.90 137,933,280	1.44	1.50	2034.3.20
22	日本	国債証券	第395回利付国債 (2年)	120,000,000	100.49 120,590,400	100.44 120,537,600	1.26	0.10	2020.12.1
23	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	112,000,000	101.60 113,792,000	101.59 113,785,280	1.19	0.10	2028.3.20
24	日本	社債	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	110.75 110,753,000	110.61 110,610,000	1.15	2.11	2024.12.20
25	日本	特殊債券	第225回政府保証 日本高速道路保有・ 債務返済機構債券	100,000,000	103.33 103,334,000	103.28 103,286,000	1.08	0.56	2024.8.30
26	日本	社債	第40回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101.19 101,194,420	101.19 101,194,420	1.05	1.25	2020.2.26
27	日本	特殊債券	第314回信金中金債(5年)	100,000,000	100.36 100,360,000	100.32 100,324,000	1.05	0.20	2021.1.27
28	日本	社債	第21回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	100.34 100,341,000	100.27 100,275,000	1.04	0.20	2023.3.2
29	日本	社債	第15回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100.24 100,243,000	100.21 100,218,000	1.04	0.19	2021.9.17
30	日本	社債	第69回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	100.04 100,043,000	100.02 100,026,000	1.04	0.08	2020.12.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2019年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	75.31
特殊債券	12.97
社債券	10.54
合計	98.82

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2019年2月28日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,848	66.08
	イギリス	235	5.46
	スイス	159	3.68
	フランス	155	3.61
	カナダ	138	3.20
	ドイツ	126	2.93
	オーストラリア	93	2.17
	オランダ	87	2.02
	香港	59	1.36
	アイルランド	48	1.12
	スペイン	39	0.91
	デンマーク	25	0.58
	スウェーデン	25	0.58
	イタリア	23	0.53
	シンガポール	21	0.49
	ベルギー	14	0.31
	フィンランド	13	0.31
	ジャージー	12	0.29
	パナマ	7	0.16
	ケイマン諸島	5	0.12
キュラソー	4	0.10	
イスラエル	3	0.06	
小計		4,141	96.07
投資証券	アメリカ	67	1.57
	オーストラリア	15	0.36
	香港	4	0.10
	カナダ	4	0.09
	イギリス	2	0.04
	小計		93
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	76	1.77
合計（純資産総額）	-	4,310	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2019年2月28日現在）

国/地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 （株）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
------	----	----	----	-----	-----------	-------------------------------	-------------------------------	-----------------

1	アメリカ	株式	USD ドル	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	8,846	106.90 104,842,818	112.17 110,011,402	2.55
2	アメリカ	株式	USD ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	APPLE INC	4,759	170.79 90,117,431	174.87 92,266,715	2.14
3	アメリカ	株式	USD ドル	小売	AMAZON.COM INC	463	1,622.65 83,295,184	1,641.09 84,241,761	1.95
4	アメリカ	株式	USD ドル	銀行	JPMORGAN CHASE & CO	4,546	102.42 51,621,218	105.16 53,002,219	1.23
5	アメリカ	株式	USD ドル	銀行	BANK OF AMERICA CORP	15,405	28.39 48,488,767	29.53 50,435,832	1.17
6	アメリカ	株式	USD ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	3,247	134.31 48,350,913	135.87 48,912,505	1.13
7	アメリカ	株式	USD ドル	ソフトウェア・サービス	VISA INC-CLASS A SHARES	2,960	143.16 46,981,561	147.22 48,313,952	1.12
8	アメリカ	株式	USD ドル	資本財	BOEING CO	1,000	409.82 45,436,743	435.44 48,277,232	1.12
9	アメリカ	株式	USD ドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL C	361	1,121.67 44,893,798	1,116.05 44,668,863	1.04
10	アメリカ	株式	USD ドル	ソフトウェア・サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	1,734	219.81 42,258,160	224.57 43,173,263	1.00
11	スイス	株式	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REG	4,255	88.08 41,544,729	90.12 42,502,772	0.99
12	アメリカ	株式	USD ドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL A	341	1,129.20 42,691,291	1,122.89 42,452,731	0.98
13	アメリカ	株式	USD ドル	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	3,756	98.46 41,001,473	98.91 41,188,865	0.96
14	アメリカ	株式	USD ドル	ヘルスケア機器・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,480	265.33 43,537,362	250.08 41,035,027	0.95
15	アメリカ	株式	USD ドル	メディア・娯楽	FACEBOOK INC-A	2,240	163.89 40,702,816	162.81 40,433,668	0.94
16	アメリカ	株式	USD ドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	4,491	76.35 38,017,053	79.47 39,569,477	0.92
17	アメリカ	株式	USD ドル	電気通信サービス	VERIZON COMMUNICATIONS INC	5,968	54.03 35,750,146	56.72 37,530,044	0.87
18	アメリカ	株式	USD ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	MERCK & CO. INC.	3,862	78.94 33,800,524	80.62 34,519,866	0.80
19	アメリカ	株式	USD ドル	運輸	UNION PACIFIC CORP	1,830	169.63 34,416,586	169.06 34,300,938	0.80
20	アメリカ	株式	USD ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	CISCO SYSTEMS INC	5,740	48.40 30,801,459	51.59 32,831,556	0.76
21	アメリカ	株式	USD ドル	ヘルスケア機器・サービス	ABBOTT LABORATORIES	3,733	73.97 30,614,534	77.23 31,963,775	0.74
22	アメリカ	株式	USD ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	PFIZER INC	6,644	41.97 30,915,953	42.93 31,623,108	0.73
23	アメリカ	株式	USD ドル	エネルギー	CHEVRON CORP	2,348	118.16 30,759,737	120.08 31,259,557	0.73
24	アメリカ	株式	USD ドル	小売	HOME DEPOT INC	1,522	187.71 31,674,962	183.67 30,993,236	0.72

25	アメリカ	株式	USD ドル	各種金融	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,371	202.78 30,823,121	202.29 30,748,640	0.71
26	アメリカ	株式	USD ドル	ソフトウェア・ サービス	SALESFORCE.COM INC	1,670	159.47 29,526,332	163.12 30,202,141	0.70
27	スイス	株式	スイス フラン	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	NOVARTIS AG-REG	2,868	89.10 28,323,920	91.40 29,055,065	0.67
28	アメリカ	株式	USD ドル	ソフトウェア・ サービス	ADOBE INC	990	260.14 28,553,304	262.90 28,856,245	0.67
29	アメリカ	株式	USD ドル	メディア・娯楽	COMCAST CORP-CL A	6,740	37.26 27,843,049	38.53 28,792,074	0.67
30	アメリカ	株式	USD ドル	半導体・半導体製 造装置	INTEL CORP	4,535	50.81 25,547,036	53.24 26,768,829	0.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2019年2月28日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	ソフトウェア・サービス	10.55
株式	銀行	8.04
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.95
株式	資本財	7.43
株式	エネルギー	6.31
株式	メディア・娯楽	5.31
株式	ヘルスケア機器・サービス	5.27
株式	各種金融	4.69
株式	素材	4.42
株式	小売	3.98
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.81
株式	食品・飲料・タバコ	3.81
株式	保険	3.56
株式	家庭用品・パーソナル用品	3.13
株式	半導体・半導体製造装置	3.06
株式	公益事業	2.59
株式	耐久消費財・アパレル	2.20
株式	消費者サービス	2.16
株式	運輸	2.16
株式	電気通信サービス	2.07
株式	食品・生活必需品小売り	1.22
株式	自動車・自動車部品	0.93
株式	商業・専門サービス	0.72
株式	不動産	0.69
	小計	96.07
投資証券	不動産	2.16
	合計	98.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2019年2月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,465	45.40
	フランス	384	11.91
	イタリア	275	8.52
	イギリス	222	6.87
	スペイン	179	5.56
	ベルギー	107	3.30
	カナダ	95	2.94
	ドイツ	82	2.53
	オーストラリア	70	2.16
	オランダ	54	1.67
	ポーランド	51	1.60
	スウェーデン	46	1.43
	オーストリア	44	1.37
	ノルウェー	40	1.23
	メキシコ	28	0.86
	シンガポール	20	0.61
	アイルランド	17	0.51
	小計	3,178	98.48
現金・預金・その他の資産 (負債差引後)	日本	49	1.52
合計(純資産総額)	-	3,227	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(2019年2月28日現在)

	国/地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	アメリカ	USD	国債証券	US TREASURY N/B	2,710,000	100.16 300,938,901	100.14 300,880,217	9.32	2.63	2020.11.15

2	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	2,200,000	92.65 226,001,564	92.49 225,601,393	6.99	1.50	2026.8.15
3	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,500,000	97.75 162,576,129	97.75 162,563,137	5.04	1.75	2022.5.15
4	イギリス	イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	720,000	156.40 166,265,712	152.39 162,002,761	5.02	4.50	2042.12.7
5	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,380,000	99.32 151,972,626	99.19 151,769,423	4.70	2.38	2024.8.15
6	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,320,000	98.17 143,684,401	98.17 143,672,968	4.45	2.00	2023.2.15
7	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	910,000	101.31 116,248,461	101.28 116,221,841	3.60	0.25	2020.11.25
8	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,020,000	101.05 114,280,118	101.01 114,235,943	3.54	3.63	2020.2.15
9	ベルギー	ユーロ	国債証券	BELGIAN 0324	650,000	130.32 106,811,677	130.12 106,652,062	3.30	4.50	2026.3.28
10	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	100.53 100,313,097	99.52 99,307,470	3.08	3.00	2042.5.15
11	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	680,000	125.17 94,374,968	124.24 93,668,172	2.90	4.50	2039.8.15
12	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	640,000	127.35 90,370,137	126.22 89,566,329	2.78	4.63	2040.2.15
13	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	540,000	120.92 82,336,023	120.89 82,318,394	2.55	5.40	2023.1.31
14	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	350,000	144.26 63,668,338	145.01 63,997,736	1.98	6.00	2029.1.31
15	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	540,000	97.60 58,433,859	97.42 58,330,958	1.81	2.13	2025.5.15
16	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	640,000	103.07 55,618,699	103.02 55,592,799	1.72	2.75	2022.6.1
17	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	390,000	114.38 56,247,954	112.19 55,172,495	1.71	1.25	2048.8.15
18	オランダ	ユーロ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	290,000	147.94 54,095,888	147.61 53,975,220	1.67	5.50	2028.1.15
19	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	360,000	116.09 52,698,669	116.12 52,711,470	1.63	5.00	2025.3.1
20	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	380,000	109.21 52,327,097	109.06 52,257,622	1.62	3.75	2021.4.25
21	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	300,000	130.27 49,277,232	129.53 48,997,313	1.52	6.00	2031.5.1
22	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	280,000	136.86 48,320,815	136.48 48,184,536	1.49	8.50	2023.4.25
23	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	230,000	156.54 45,398,217	155.94 45,226,069	1.40	4.75	2035.4.25
24	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	310,000	114.15 44,618,837	114.07 44,587,567	1.38	4.50	2026.3.1
25	ノルウェー	ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	2,900,000	105.87 39,822,763	105.72 39,766,344	1.23	3.75	2021.5.25
26	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	320,000	146.75 39,593,324	146.22 39,451,144	1.22	8.00	2027.6.1

27	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	220,000	139.90 38,807,980	139.12 38,591,609	1.20	3.25	2045.5.25
28	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	280,000	108.88 38,440,301	109.07 38,507,381	1.19	3.75	2024.9.1
29	イギリス	イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	220,000	116.72 37,915,456	116.18 37,739,723	1.17	8.00	2021.6.7
30	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	250,000	121.41 38,271,467	119.42 37,644,169	1.17	5.00	2040.9.1

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

(2019年2月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	98.48
合計	98.48

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

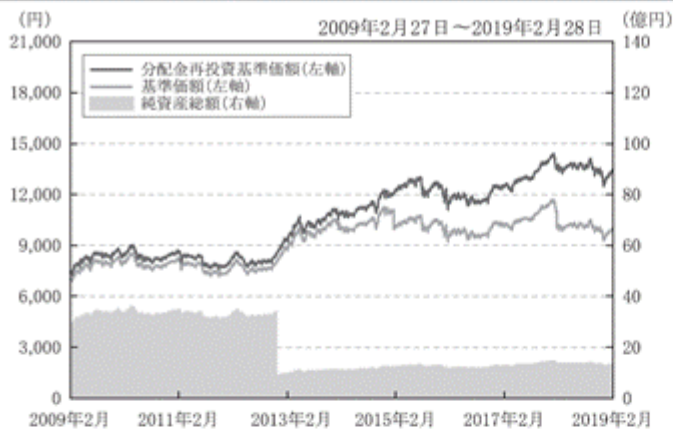
該当事項はありません。

(参考) 運用実績

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

2019年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2019年2月	0円
2018年2月	950円
2017年2月	160円
2016年2月	0円
2015年2月	1,100円
設定来累計	3,090円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数)	業種	比率	
国内株式マザーファンド			
伊藤忠商事	卸売業	1.0%	
村田製作所	電気機器	0.9%	
伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	0.9%	
国内債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数)	償還年月日	比率	
第351回利付国債(10年)	2028/6/20	2.1%	
第352回利付国債(10年)	2028/9/20	1.9%	
第149回利付国債(20年)	2034/6/20	1.8%	
外国株式マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 株式 404 投資証券 16)	国	業種	比率
MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
外国債券マザーファンド			
銘柄名(銘柄数 59)	国	償還年月日	比率
US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2020/11/15	1.1%
US TREASURY N/B 1.5	アメリカ	2026/8/15	0.9%

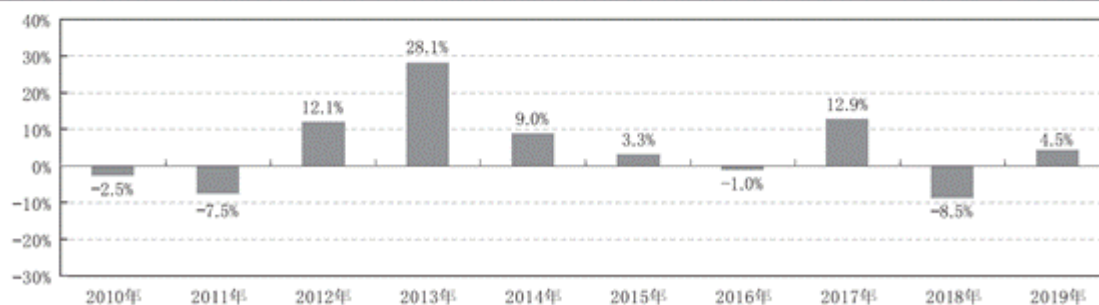
※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

国内株式	33.9%
国内債券	33.1%
外国株式	16.6%
外国債券	12.1%
現金・預金等	4.3%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。
 ※外国株式には、投資証券を含みます。
 ※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2019年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

2019年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。
 ※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万円当たり、税引き前)

2019年2月	0円
2018年2月	1,440円
2017年2月	180円
2016年2月	0円
2015年2月	1,090円
設定来累計	3,180円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 75)	業種	比率	
	伊藤忠商事	卸売業	1.3%	
	村田製作所	電気機器	1.2%	
	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	1.1%	
	東海旅客鉄道	陸運業	1.1%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 68)	償還年月日	比率	
	第351回利付国債(10年)	2028/6/20	1.2%	
	第352回利付国債(10年)	2028/9/20	1.0%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 404 投資証券 16)	国	業種	比率
	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.5%
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.4%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 59)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.625	アメリカ	2020/11/15	1.3%
	US TREASURY N/B 1.5	アメリカ	2026/8/15	1.0%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

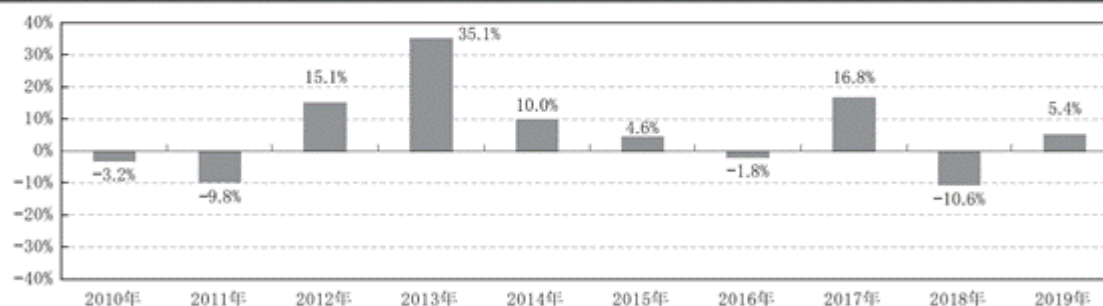
国内株式	44.5%
国内債券	18.2%
外国株式	18.5%
外国債券	14.0%
現金・預金等	4.8%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式には、投資証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付けを取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消することができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（２）【保管】

ありません。

（３）【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

a . ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることであった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

c . 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会

社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「 信託約款の変更d 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

- d . 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasstet.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込みすることができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第19期計算期間（2018年2月16日から2019年2月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2018年2月15日現在)	第19期 (2019年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	183,323,623	34,619,904
親投資信託受益証券	1,264,629,646	1,360,310,778
流動資産合計	1,447,953,269	1,394,930,682
資産合計	1,447,953,269	1,394,930,682
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	124,184,498	-
未払受託者報酬	634,339	606,127
未払委託者報酬	8,880,708	8,485,787
未払利息	306	70
その他未払費用	126,800	121,167
流動負債合計	133,826,651	9,213,151
負債合計	133,826,651	9,213,151
純資産の部		
元本等		
元本	1,307,205,245	1,404,294,223
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,921,373	18,576,692
（分配準備積立金）	14,030,846	13,731,323
元本等合計	1,314,126,618	1,385,717,531
純資産合計	1,314,126,618	1,385,717,531
負債純資産合計	1,447,953,269	1,394,930,682

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	125,922,676	7,318,868
営業収益合計	125,922,676	7,318,868
営業費用		
支払利息	24,301	21,127
受託者報酬	1,213,060	1,215,894
委託者報酬	16,982,725	17,022,424
その他費用	242,483	244,041
営業費用合計	18,462,569	18,503,486
営業利益	107,460,107	25,822,354
経常利益	107,460,107	25,822,354
当期純利益	107,460,107	25,822,354
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,182,002	156,917
期首剰余金又は期首欠損金 ()	23,489,650	6,921,373
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,624,125	642,168
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,624,125	642,168
剰余金減少額又は欠損金増加額	286,009	160,962
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	286,009	160,962
分配金	124,184,498	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	6,921,373	18,576,692

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 (2018年2月15日現在)	第19期 (2019年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,307,205,245口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,404,294,223口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,576,692円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0053円 (1万口当たり純資産額 10,053円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9868円 (1万口当たり純資産額 9,868円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(106,288,650円)、収益調整金(2,901,999円)、及び分配準備積立金(31,926,694円)より、分配対象収益は141,117,343円(1万口当たり1,079円)であり、うち124,184,498円(1万口当たり950円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,458,948円)、及び分配準備積立金(13,731,323円)より、分配対象収益は18,190,271円(1万口当たり129円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第18期 （自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）	第19期 （自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、ントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第18期 （2018年2月15日現在）	第19期 （2019年2月15日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第18期 （自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）	第19期 （自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第18期 （自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）	第19期 （自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）
期首元本額		1,287,205,193 円	1,307,205,245 円
期中追加設定元本額		35,448,552 円	127,368,282 円
期中一部解約元本額		15,448,500 円	30,279,304 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第18期（自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	104,845,085 円
合計	104,845,085 円

第19期（自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	10,101,507 円
合計	10,101,507 円

3 デリバティブ取引関係

第18期（自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）

該当事項はありません。

第19期（自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2019年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	447,725,653	474,857,827	
	国内債券マザーファンド	324,967,687	468,635,901	
	外国株式マザーファンド	113,944,555	245,926,533	
	外国債券マザーファンド	65,235,348	170,890,517	
合計		951,873,243	1,360,310,778	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 (2018年2月15日現在)	第19期 (2019年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	219,290,835	38,162,157
親投資信託受益証券	1,231,556,913	1,348,857,880
流動資産合計	1,450,847,748	1,387,020,037
資産合計	1,450,847,748	1,387,020,037
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	183,940,548	-
未払解約金	2,829	17,569
未払受託者報酬	635,968	607,209
未払委託者報酬	8,903,516	8,500,904
未払利息	367	77
その他未払費用	127,127	121,384
流動負債合計	193,610,355	9,247,143
負債合計	193,610,355	9,247,143
純資産の部		
元本等		
元本	1,277,364,919	1,438,805,048
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	20,127,526	61,032,154
（分配準備積立金）	58,011,776	57,191,856
元本等合計	1,257,237,393	1,377,772,894
純資産合計	1,257,237,393	1,377,772,894
負債純資産合計	1,450,847,748	1,387,020,037

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
営業収益		
有価証券売買等損益	153,684,494	19,699,033
営業収益合計	153,684,494	19,699,033
営業費用		
支払利息	21,710	24,113
受託者報酬	1,204,434	1,219,611
委託者報酬	16,861,974	17,074,515
その他費用	240,756	244,846
営業費用合計	18,328,874	18,563,085
営業利益	135,355,620	38,262,118
経常利益	135,355,620	38,262,118
当期純利益	135,355,620	38,262,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	818,882	91,689
期首剰余金又は期首欠損金 ()	27,881,003	20,127,526
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,788,737	321,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	321,678
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,788,737	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	393,456	2,872,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	393,456	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,872,499
分配金	183,940,548	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	20,127,526	61,032,154

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第18期 (2018年2月15日現在)	第19期 (2019年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,277,364,919口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,438,805,048口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 20,127,526円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 61,032,154円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9842円 (1万口当たり純資産額 9,842円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9576円 (1万口当たり純資産額 9,576円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別	第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(134,545,083円)、収益調整金(22,891,873円)、及び分配準備積立金(107,407,241円)より、分配対象収益は264,844,197円(1万口当たり2,073円)であり、うち183,940,548円(1万口当たり1,440円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(33,936,204円)、及び分配準備積立金(57,191,856円)より、分配対象収益は91,128,060円(1万口当たり633円)となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第18期 （自 2017年2月16日 至 2018年2月15日）	第19期 （自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、ントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第18期 （2018年2月15日現在）	第19期 （2019年2月15日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第18期 (自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)	第19期 (自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)
期首元本額		1,261,083,262 円	1,277,364,919 円
期中追加設定元本額		33,961,459 円	181,897,955 円
期中一部解約元本額		17,679,802 円	20,457,826 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第18期(自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	126,186,777 円
合計	126,186,777 円

第19期(自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	22,823,138 円
合計	22,823,138 円

3 デリバティブ取引関係

第18期(自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)

該当事項はありません。

第19期（自 2018年2月16日 至 2019年2月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a．株式

該当事項はありません。

b．株式以外の有価証券

（2019年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	585,953,203	621,461,967	
	国内債券マザーファンド	178,389,593	257,255,632	
	外国株式マザーファンド	126,292,996	272,578,173	
	外国債券マザーファンド	75,416,899	197,562,108	
合計		966,052,691	1,348,857,880	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

国内株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2018年2月15日現在）	（2019年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		135,209,794	109,321,595
株式		8,376,775,810	7,926,916,370
未収入金		211,506,385	156,952,309
未収配当金		11,070,000	13,653,300
流動資産合計		8,734,561,989	8,206,843,574
資産合計		8,734,561,989	8,206,843,574
負債の部			
流動負債			
未払金		255,218,302	148,953,943
未払利息		226	221
流動負債合計		255,218,528	148,954,164
負債合計		255,218,528	148,954,164
純資産の部			
元本等			
元本		7,528,790,591	7,597,352,237
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		950,552,870	460,537,173
元本等合計		8,479,343,461	8,057,889,410
純資産合計		8,479,343,461	8,057,889,410
負債純資産合計		8,734,561,989	8,206,843,574

国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2018年2月15日現在）	（2019年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		51,701,816	69,788,219
国債証券		8,044,631,225	7,253,221,000
特殊債券		1,163,373,176	1,245,602,954
社債券		913,891,384	1,012,135,410
未収利息		15,775,257	11,993,475
前払費用		791,124	727,903
流動資産合計		10,190,163,982	9,593,468,961
資産合計		10,190,163,982	9,593,468,961
負債の部			
流動負債			
未払利息		86	141
流動負債合計		86	141
負債合計		86	141
純資産の部			
元本等			
元本		7,178,321,645	6,652,591,094
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,011,842,251	2,940,877,726
元本等合計		10,190,163,896	9,593,468,820
純資産合計		10,190,163,896	9,593,468,820
負債純資産合計		10,190,163,982	9,593,468,961

外国株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2018年2月15日現在）	（2019年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		25,249,846	9,731,678
コール・ローン		23,000,116	44,624,925
株式		4,161,946,754	4,119,003,961
投資証券		65,813,214	95,973,804
未収入金		4,988,589	13,497,642
未収配当金		4,267,120	5,780,063
流動資産合計		4,285,265,639	4,288,612,073
資産合計		4,285,265,639	4,288,612,073
負債の部			
流動負債			
未払金		-	12,540,650
未払利息		38	90
流動負債合計		38	12,540,740
負債合計		38	12,540,740
純資産の部			
元本等			
元本		2,072,069,165	1,981,190,416
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,213,196,436	2,294,880,917
元本等合計		4,285,265,601	4,276,071,333
純資産合計		4,285,265,601	4,276,071,333
負債純資産合計		4,285,265,639	4,288,612,073

外国債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2018年2月15日現在）	（2019年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		581,286	1,139,911
コール・ローン		11,034,209	7,356,692
国債証券		3,331,387,302	3,156,225,731
未収利息		33,489,266	32,592,138
前払費用		4,375,837	4,393,491
流動資産合計		3,380,867,900	3,201,707,963
資産合計		3,380,867,900	3,201,707,963
負債の部			
流動負債			
未払利息		18	14
流動負債合計		18	14
負債合計		18	14
純資産の部			
元本等			
元本		1,308,085,964	1,222,225,695
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,072,781,918	1,979,482,254
元本等合計		3,380,867,882	3,201,707,949
純資産合計		3,380,867,882	3,201,707,949
負債純資産合計		3,380,867,900	3,201,707,963

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。</p> <p>(2)国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

(2018年2月15日現在)		(2019年2月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
国内株式マザーファンド	7,528,790,591口	国内株式マザーファンド	7,597,352,237口
国内債券マザーファンド	7,178,321,645口	国内債券マザーファンド	6,652,591,094口
外国株式マザーファンド	2,072,069,165口	外国株式マザーファンド	1,981,190,416口
外国債券マザーファンド	1,308,085,964口	外国債券マザーファンド	1,222,225,695口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
国内株式マザーファンド		国内株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.1263円	1口当たり純資産額	1.0606円
(1万口当たり純資産額)	11,263円)	(1万口当たり純資産額)	10,606円)
国内債券マザーファンド		国内債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.4196円	1口当たり純資産額	1.4421円
(1万口当たり純資産額)	14,196円)	(1万口当たり純資産額)	14,421円)
外国株式マザーファンド		外国株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	2.0681円	1口当たり純資産額	2.1583円
(1万口当たり純資産額)	20,681円)	(1万口当たり純資産額)	21,583円)
外国債券マザーファンド		外国債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	2.5846円	1口当たり純資産額	2.6196円
(1万口当たり純資産額)	25,846円)	(1万口当たり純資産額)	26,196円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日 (2018年2月15日現在)	(2019年2月15日現在)
国内株式マザーファンド		
期首元本額	9,218,561,902 円	7,528,790,591 円
期中追加設定元本額	55,710,749 円	773,324,393 円
期中一部解約元本額	1,745,482,060 円	704,762,747 円
期末元本額	7,528,790,591 円	7,597,352,237 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）	399,100,479 円	447,725,653 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）	512,065,931 円	585,953,203 円
T & D 国内株式オープン S A（適格機関投資家専用）	6,617,624,181 円	6,563,673,381 円
合計	7,528,790,591 円	7,597,352,237 円
国内債券マザーファンド		
期首元本額	7,049,292,488 円	7,178,321,645 円
期中追加設定元本額	307,675,585 円	634,409,359 円
期中一部解約元本額	178,646,428 円	1,160,139,910 円
期末元本額	7,178,321,645 円	6,652,591,094 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）	312,460,213 円	324,967,687 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）	170,817,278 円	178,389,593 円
T & D 国内債券オープン（非課税適格機関投資家専用）	2,553,728,183 円	2,478,624,366 円
T & D 国内債券オープン S A（適格機関投資家専用）	4,141,315,971 円	3,670,609,448 円
合計	7,178,321,645 円	6,652,591,094 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	2,278,187,465 円	2,072,069,165 円
期中追加設定元本額	22,610,978 円	476,399,367 円
期中一部解約元本額	228,729,278 円	567,278,116 円
期末元本額	2,072,069,165 円	1,981,190,416 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド（標準型）	105,899,378 円	113,944,555 円
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）	115,333,774 円	126,292,996 円
T & D 外国株オープン（非課税適格機関投資家専用）	299,120,551 円	308,471,733 円
T & D 外国株式オープン S A（適格機関投資家専用）	1,551,715,462 円	1,432,481,132 円
合計	2,072,069,165 円	1,981,190,416 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	1,235,282,599 円	1,308,085,964 円
期中追加設定元本額	136,452,349 円	52,975,709 円
期中一部解約元本額	63,648,984 円	138,835,978 円
期末元本額	1,308,085,964 円	1,222,225,695 円
元本の内訳*		

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)	59,020,257 円	65,235,348 円
赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)	67,245,636 円	75,416,899 円
T & D 外国債券オープン(非課税適格機関投資家専用)	270,578,713 円	274,901,913 円
T & D 外国債券オープン S A(適格機関投資家専用)	911,241,358 円	806,671,535 円
合計	1,308,085,964 円	1,222,225,695 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式		12,538,722,564 円	1,244,848,843 円
	内 国内株式マザーファンド	8,376,775,810 円	715,730,815 円
	内 外国株式マザーファンド	4,161,946,754 円	529,118,028 円
国債証券		11,376,018,527 円	29,782,457 円
	内 国内債券マザーファンド	8,044,631,225 円	33,380,785 円
	内 外国債券マザーファンド	3,331,387,302 円	63,163,242 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,163,373,176 円	4,587,999 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	913,891,384 円	1,449,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	65,813,214 円	1,537,111 円
合計		26,057,818,865 円	1,210,566,498 円

(自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式		12,045,920,331 円	219,104,597 円
	内 国内株式マザーファンド	7,926,916,370 円	48,240,995 円
	内 外国株式マザーファンド	4,119,003,961 円	170,863,602 円
国債証券		10,409,446,731 円	118,201,330 円
	内 国内債券マザーファンド	7,253,221,000 円	96,631,160 円
	内 外国債券マザーファンド	3,156,225,731 円	21,570,170 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,245,602,954 円	1,954,384 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,012,135,410 円	2,427,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	95,973,804 円	15,031,836 円
合計		24,809,079,230 円	347,956,379 円

3 デリバティブ取引関係

(自 2017年2月16日 至 2018年2月15日)

該当事項はありません。

(自 2018年2月16日 至 2019年2月15日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

国内株式マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

(2019年2月15日現在)

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	8,200	8,010.00	65,682,000	
ミライト・ホールディングス	72,400	1,647.00	119,242,800	
鹿島建設	36,500	1,575.00	57,487,500	
大和ハウス工業	32,600	3,285.00	107,091,000	
レンゴー	88,500	901.00	79,738,500	
トクヤマ	30,100	2,804.00	84,400,400	
エア・ウォーター	48,400	1,769.00	85,619,600	
日本触媒	16,000	7,420.00	118,720,000	
花王	17,000	8,205.00	139,485,000	
ユニ・チャーム	32,200	3,481.00	112,088,200	
協和発酵キリン	41,300	2,133.00	88,092,900	
武田薬品工業	31,100	4,479.00	139,296,900	
中外製薬	15,700	7,000.00	109,900,000	
エーザイ	6,900	8,546.00	58,967,400	
JCRファーマ	10,500	5,610.00	58,905,000	
TOYO TIRE	67,400	1,470.00	99,078,000	
古河電気工業	28,600	3,405.00	97,383,000	
SUMCO	30,300	1,584.00	47,995,200	
ディスコ	5,200	16,260.00	84,552,000	
技研製作所	28,200	3,250.00	91,650,000	
小松製作所	43,700	2,680.00	117,116,000	
THK	24,700	2,720.00	67,184,000	
日本電産	7,600	13,175.00	100,130,000	
日本電気	29,900	3,740.00	111,826,000	
富士通	13,600	7,731.00	105,141,600	
ソニー	35,000	5,046.00	176,610,000	
横河電機	43,900	2,101.00	92,233,900	
キーエンス	2,900	62,000.00	179,800,000	
シスメックス	15,500	6,836.00	105,958,000	
村田製作所	11,800	17,265.00	203,727,000	
小糸製作所	27,200	6,560.00	178,432,000	
東京エレクトロン	6,400	15,905.00	101,792,000	
いすゞ自動車	60,000	1,545.50	92,730,000	
トヨタ自動車	26,700	6,605.00	176,353,500	
スズキ	28,800	5,629.00	162,115,200	
SUBARU	39,200	2,793.50	109,505,200	

HOYA	18,000	6,686.00	120,348,000
朝日インテック	29,600	5,380.00	159,248,000
メニコン	14,800	2,937.00	43,467,600
東海旅客鉄道	8,100	23,895.00	193,549,500
ヤマトホールディングス	29,400	2,905.00	85,407,000
日立物流	28,900	3,165.00	91,468,500
SGホールディングス	32,500	3,055.00	99,287,500
デジタルアーツ	7,500	8,760.00	65,700,000
テクマトリックス	31,700	1,835.00	58,169,500
ヤフー	274,800	311.00	85,462,800
トレンドマイクロ	13,800	5,100.00	70,380,000
伊藤忠テクノソリューションズ	66,200	2,611.00	172,848,200
日本ユニシス	29,100	2,877.00	83,720,700
日本電信電話	23,400	4,589.00	107,382,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	31,800	3,285.00	104,463,000
ミロク情報サービス	46,400	2,742.00	127,228,800
ソフトバンクグループ	14,500	10,330.00	149,785,000
日本ライフライン	40,800	1,669.00	68,095,200
伊藤忠商事	119,300	2,004.50	239,136,850
三菱商事	55,000	3,143.00	172,865,000
ZOZO	36,200	1,698.00	61,467,600
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	26,500	6,820.00	180,730,000
ニトリホールディングス	10,100	13,860.00	139,986,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	103,400	571.80	59,124,120
三井住友フィナンシャルグループ	24,300	3,937.00	95,669,100
SBIホールディングス	28,400	2,216.00	62,934,400
東京海上ホールディングス	29,800	5,381.00	160,353,800
オリックス	58,200	1,615.50	94,022,100
東京建物	93,900	1,298.00	121,882,200
コシダカホールディングス	64,400	1,501.00	96,664,400
エス・エム・エス	15,600	1,835.00	28,626,000
パーソルホールディングス	53,900	1,880.00	101,332,000
総合警備保障	17,100	4,825.00	82,507,500
ツクイ	90,500	707.00	63,983,500
エムスリー	40,500	1,649.00	66,784,500
電通	11,600	4,725.00	54,810,000
リログループ	11,100	2,932.00	32,545,200
エイチ・アイ・エス	23,600	4,190.00	98,884,000
カナモト	35,200	2,857.00	100,566,400
合計	2,753,900		7,926,916,370

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（2019年2月15日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第384回利付国債（2年）	171,000,000	171,456,570	
	第385回利付国債（2年）	33,000,000	33,096,690	
	第386回利付国債（2年）	56,000,000	56,173,600	
	第387回利付国債（2年）	30,000,000	30,098,700	
	第395回利付国債（2年）	120,000,000	120,590,400	
	第123回利付国債（5年）	650,500,000	652,542,570	
	第128回利付国債（5年）	426,000,000	428,743,440	
	第129回利付国債（5年）	370,000,000	372,641,800	
	第130回利付国債（5年）	199,000,000	200,558,170	
	第5回利付国債（40年）	34,000,000	47,932,860	
	第7回利付国債（40年）	34,000,000	45,298,540	
	第8回利付国債（40年）	119,000,000	147,674,240	
	第9回利付国債（40年）	89,000,000	81,378,930	
	第10回利付国債（40年）	41,000,000	44,196,360	
	第11回利付国債（40年）	12,000,000	12,502,440	
	第343回利付国債（10年）	82,000,000	83,612,940	
	第344回利付国債（10年）	334,000,000	340,536,380	
	第345回利付国債（10年）	175,000,000	178,396,750	
	第346回利付国債（10年）	288,000,000	293,529,600	
	第348回利付国債（10年）	155,000,000	157,752,800	
	第349回利付国債（10年）	196,000,000	199,316,320	
	第350回利付国債（10年）	112,000,000	113,792,000	
	第351回利付国債（10年）	381,000,000	386,718,810	
	第352回利付国債（10年）	538,000,000	545,246,860	
	第40回利付国債（30年）	28,000,000	36,287,440	
	第47回利付国債（30年）	14,000,000	17,645,180	
	第49回利付国債（30年）	31,000,000	37,601,140	
	第50回利付国債（30年）	18,000,000	19,128,240	
	第52回利付国債（30年）	20,000,000	19,689,600	
	第54回利付国債（30年）	41,000,000	43,493,210	
	第56回利付国債（30年）	77,000,000	81,553,010	
	第58回利付国債（30年）	92,000,000	97,278,040	
第59回利付国債（30年）	82,000,000	84,466,560		

	第146回利付国債(20年)	217,000,000	264,067,300	
	第147回利付国債(20年)	13,000,000	15,656,030	
	第148回利付国債(20年)	116,000,000	138,178,040	
	第149回利付国債(20年)	441,000,000	525,901,320	
	第153回利付国債(20年)	257,000,000	299,112,020	
	第154回利付国債(20年)	226,000,000	259,572,300	
	第158回利付国債(20年)	165,000,000	169,943,400	
	第159回利付国債(20年)	160,000,000	167,275,200	
	第160回利付国債(20年)	75,000,000	79,667,250	
	第161回利付国債(20年)	57,000,000	59,454,990	
	第162回利付国債(20年)	76,000,000	79,176,800	
	第164回利付国債(20年)	14,000,000	14,286,160	
特殊債券	第225回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,334,000	
	第21回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	308,220,000	
	第17回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	99,998,000	
	第19回首都高速道路株式会社社債	100,000,000	100,042,000	
	第2回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	93,042,000	93,519,305	
	第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	97,515,000	97,872,880	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	35,114,000	37,272,106	
	第81回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,255,000	56,675,315	
	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,314,000	64,805,936	
	第102回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	80,529,000	83,575,412	
	第314回信金中金債(5年)	100,000,000	100,360,000	
	第39回東日本高速道路株式会社社債	100,000,000	99,928,000	
社債券	第21回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	100,341,000	
	第8回株式会社LIXILグループ無担保社債	100,000,000	99,919,290	
	第35回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	99,885,000	
	第15回パナソニック株式会社無担保社債	100,000,000	100,243,000	
	第38回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,945,120	
	第48回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,759,000	
	第69回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	100,043,000	
	第74回日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	100,025,000	
	第40回野村ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	101,222,000	
	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	110,753,000	
合計		9,088,269,000	9,510,959,364	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

(2019年2月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	500	1,622.65	811,325.00	
	ABBOTT LABORATORIES	3,833	73.97	283,527.01	
	ABIOMED INC	50	357.82	17,891.00	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	200	136.48	27,296.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	2,100	23.13	48,573.00	
	ADOBE INC	1,080	260.14	280,951.20	
	ALLSTATE CORP	382	93.23	35,613.86	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,461	150.52	219,909.72	
	AMGEN INC	595	186.68	111,074.60	
	AMERICAN EXPRESS CO	1,680	106.62	179,121.60	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	1,200	79.35	95,220.00	
	AFLAC INC	1,300	48.60	63,180.00	
	ANALOG DEVICES INC	810	104.49	84,636.90	
	VALERO ENERGY CORP	500	83.61	41,805.00	
	COMCAST CORP-CL A	6,740	37.26	251,132.40	
	APPLE INC	4,709	170.80	804,297.20	
	ALBEMARLE CORP	100	80.42	8,042.00	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,350	42.24	57,024.00	
	AUTODESK INC	500	159.94	79,970.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	696	148.15	103,112.40	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,371	202.78	278,011.38	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	1,226	72.44	88,811.44	
	BECTON DICKINSON AND CO	469	244.51	114,675.19	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	6,168	54.03	333,257.04	
	BEST BUY CO INC	218	59.57	12,986.26	
	YUM! BRANDS INC	1,214	93.85	113,933.90	
	BOEING CO	1,050	409.82	430,311.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	2,600	39.92	103,792.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	100	93.28	9,328.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	700	50.83	35,581.00	
	ONEOK INC	1,100	66.68	73,348.00	
	UNITED RENTALS INC	350	131.70	46,095.00	
	SEMPRA ENERGY	550	114.05	62,727.50	
	FEDEX CORP	340	183.92	62,532.80	
	VERISIGN INC	200	175.11	35,022.00	
	AMPHENOL CORP-CL A	700	91.15	63,805.00	
	CSX CORP	2,300	71.63	164,749.00	
	CATERPILLAR INC	1,180	132.62	156,491.60	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	200	119.32	23,864.00	
	CELGENE CORP	250	90.68	22,670.00	

JPMORGAN CHASE & CO	4,546	102.42	465,601.32
CHURCH & DWIGHT CO INC	1,000	64.35	64,350.00
CISCO SYSTEMS INC	5,740	48.40	277,816.00
CLOROX COMPANY	569	156.35	88,963.15
COCA-COLA CO/THE	6,128	45.59	279,375.52
COLGATE-PALMOLIVE CO	600	65.45	39,270.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	200	118.62	23,724.00
COMERICA INC	400	83.66	33,464.00
CORNING INC	1,100	33.73	37,103.00
DANAHER CORP	1,383	110.36	152,627.88
MOODY'S CORP	350	163.73	57,305.50
DEERE & CO	935	162.42	151,862.70
MORGAN STANLEY	1,700	40.72	69,224.00
REPUBLIC SERVICES INC	854	76.55	65,373.70
WALT DISNEY CO/THE	2,023	110.66	223,865.18
DARDEN RESTAURANTS INC	410	111.90	45,879.00
EBAY INC	300	36.32	10,896.00
BANK OF AMERICA CORP	15,405	28.39	437,347.95
CITIGROUP INC	3,473	62.42	216,784.66
SALESFORCE.COM INC	1,770	159.47	282,261.90
EOG RESOURCES INC	920	96.96	89,203.20
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	750	153.38	115,035.00
EXXON MOBIL CORP	4,291	76.27	327,274.57
NEXTERA ENERGY INC	1,200	182.61	219,132.00
FISERV INC	1,164	84.35	98,183.40
GILEAD SCIENCES INC	580	66.37	38,494.60
NVIDIA CORP	801	154.53	123,778.53
GENERAL ELECTRIC CO	7,300	10.04	73,292.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	434	192.53	83,558.02
HARRIS CORP	100	162.24	16,224.00
HOME DEPOT INC	1,552	187.71	291,325.92
HUMANA INC	90	301.56	27,140.40
BIOGEN INC	246	324.71	79,878.66
ILLINOIS TOOL WORKS	350	138.75	48,562.50
INTUIT INC	718	230.78	165,700.04
INTEL CORP	4,535	50.81	230,423.35
INTERNATIONAL PAPER CO	250	46.50	11,625.00
JOHNSON & JOHNSON	3,377	134.31	453,564.87
KEYCORP	1,000	17.02	17,020.00
BLACKROCK INC	90	423.38	38,104.20
LAM RESEARCH CORP	200	181.33	36,266.00
PACKAGING CORP OF AMERICA	300	97.36	29,208.00
ELI LILLY & CO	1,351	120.75	163,133.25
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	347	111.80	38,794.60
AGILENT TECHNOLOGIES INC	900	77.02	69,318.00
LOCKHEED MARTIN CORP	377	301.00	113,477.00

CARNIVAL CORP	1,100	57.10	62,810.00
LOWE'S COS INC	600	101.51	60,906.00
DOMINION ENERGY INC	768	72.90	55,987.20
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	360	127.40	45,864.00
MCDONALD'S CORP	1,434	175.87	252,197.58
MARSH & MCLENNAN COS	1,272	90.15	114,670.80
CVS HEALTH CORPORATION	1,652	67.69	111,823.88
MICROSOFT CORP	8,956	106.90	957,396.40
MICRON TECHNOLOGY INC	800	42.23	33,784.00
3M CO	388	204.93	79,512.84
ILLUMINA INC	287	292.47	83,938.89
XCEL ENERGY INC	1,160	53.27	61,793.20
NETAPP INC	200	63.66	12,732.00
NEWMONT MINING CORP	1,950	33.11	64,564.50
NIKE INC -CL B	2,000	84.68	169,360.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	120	181.73	21,807.60
NORTHROP GRUMMAN CORP	204	280.60	57,242.40
WELLS FARGO & CO	2,810	48.52	136,341.20
NUCOR CORP	1,000	59.73	59,730.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	174	79.61	13,852.14
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	500	66.57	33,285.00
ORACLE CORP	2,301	51.48	118,455.48
PARKER HANNIFIN CORP	150	169.07	25,360.50
PEPSICO INC	2,026	112.59	228,107.34
PFIZER INC	6,644	41.97	278,848.68
CONOCOPHILLIPS	2,021	69.10	139,651.10
ALTRIA GROUP INC	740	49.14	36,363.60
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	540	120.61	65,129.40
PPG INDUSTRIES INC	500	107.26	53,630.00
COSTCO WHOLESALE CORP	550	213.84	117,612.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	3,756	98.46	369,815.76
PROGRESSIVE CORP	780	70.71	55,153.80
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	800	55.93	44,744.00
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	100	141.35	14,135.00
RESMED INC	420	99.44	41,764.80
US BANCORP	2,500	50.46	126,150.00
ROSS STORES INC	890	93.29	83,028.10
ROCKWELL AUTOMATION INC	150	176.41	26,461.50
RAYTHEON COMPANY	509	181.13	92,195.17
TRAVELERS COS INC/THE	326	126.93	41,379.18
MERCK & CO. INC.	3,862	78.94	304,866.28
SCHLUMBERGER LTD	900	44.14	39,726.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,250	45.29	56,612.50
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	300	48.85	14,655.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,174	91.68	107,632.32
ADVANCE AUTO PARTS INC	200	168.74	33,748.00

SOUTHERN CO	413	49.20	20,319.60
BB&T CORP	400	49.74	19,896.00
SOUTHWEST AIRLINES CO	870	58.00	50,460.00
AT&T INC	7,686	29.79	228,965.94
CHEVRON CORP	2,348	118.16	277,439.68
STATE STREET CORP	300	68.66	20,598.00
STARBUCKS CORP	1,810	70.84	128,220.40
STRYKER CORP	500	185.54	92,770.00
NETFLIX INC	570	359.07	204,669.90
SYNOPSYS INC	559	100.61	56,240.99
SYSCO CORP	500	66.56	33,280.00
INTUITIVE SURGICAL INC	340	536.08	182,267.20
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,500	106.97	160,455.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	650	246.14	159,991.00
TIFFANY & CO	100	90.33	9,033.00
UNION PACIFIC CORP	1,830	169.63	310,422.90
UNITED TECHNOLOGIES CORP	1,204	124.13	149,452.52
UNITEDHEALTH GROUP INC	1,500	265.33	397,995.00
VF CORP	730	85.97	62,758.10
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	300	185.72	55,716.00
VULCAN MATERIALS CO	720	112.69	81,136.80
WALMART INC	1,777	98.52	175,070.04
WASTE MANAGEMENT INC	1,447	98.84	143,021.48
CME GROUP INC	950	177.40	168,530.00
XILINX INC	1,300	117.52	152,776.00
TJX COMPANIES INC	2,272	49.50	112,464.00
DOMINO'S PIZZA INC	200	287.18	57,436.00
LAS VEGAS SANDS CORP	650	59.37	38,590.50
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,000	42.54	42,540.00
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	300	21.83	6,549.00
TRANSDIGM GROUP INC	190	429.77	81,656.30
MASTERCARD INC-CLASS A	1,734	219.81	381,150.54
HANESBRANDS INC	600	18.71	11,226.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,750	51.77	90,597.50
LULULEMON ATHLETICA INC	750	154.85	116,137.50
VMWARE INC-CLASS A	440	167.98	73,911.20
MSCI INC	350	174.13	60,945.50
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	860	81.85	70,391.00
VISA INC-CLASS A SHARES	3,070	143.16	439,501.20
AMERICAN WATER WORKS CO INC	660	97.25	64,185.00
CHUBB LTD	443	130.72	57,908.96
MARATHON PETROLEUM CORP	1,400	64.04	89,656.00
KINDER MORGAN INC	5,813	18.88	109,749.44
STANLEY BLACK & DECKER INC	100	133.08	13,308.00
ACCENTURE PLC-CL A	850	157.85	134,172.50
HCA HEALTHCARE INC	780	142.22	110,931.60

	VERISK ANALYTICS INC	210	123.84	26,006.40
	AON PLC	360	169.62	61,063.20
	TESLA, INC	60	303.77	18,226.20
	INGERSOLL-RAND PLC	810	103.50	83,835.00
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	200	383.05	76,610.00
	GENERAL MOTORS CO	1,911	38.89	74,318.79
	CBRE GROUP INC	1,700	49.48	84,116.00
	APTIV PLC	400	79.65	31,860.00
	PHILLIPS 66	940	95.65	89,911.00
	FACEBOOK INC-A	2,150	163.95	352,492.50
	DUKE ENERGY CORP	150	87.82	13,173.00
	SERVICENOW INC	470	234.03	109,994.10
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	2,500	47.32	118,300.00
	ABBVIE INC	900	80.52	72,468.00
	ZOETIS INC	2,150	93.26	200,509.00
	TWENTY-FIRST CENTURY FOX INC	950	50.00	47,500.00
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	842	40.36	33,983.12
	BOOKING HOLDINGS INC	40	1,902.33	76,093.20
	BROADCOM INC	500	281.50	140,750.00
	TAPESTRY INC	200	35.15	7,030.00
	WORLDPAY INC-CLASS A	700	87.21	61,047.00
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	860	75.95	65,317.00
	CIGNA CORP	479	192.22	92,073.38
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	1,200	79.02	94,824.00
	ANTHEM INC	510	308.17	157,166.70
	MEDTRONIC PLC	800	91.23	72,984.00
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	800	72.11	57,688.00
	ALLERGAN PLC	150	138.67	20,800.50
	SQUARE INC - A	1,100	75.67	83,237.00
	DOWDUPONT INC	3,813	52.66	200,792.58
	FORTIVE CORP	581	80.45	46,741.45
	S&P GLOBAL INC	590	195.87	115,563.30
	ALPHABET INC-CL A	341	1,129.20	385,057.20
	PAYPAL HOLDINGS INC	1,740	94.42	164,290.80
	HP INC	1,726	23.23	40,094.98
	ALPHABET INC-CL C	361	1,121.67	404,922.87
	L3 TECHNOLOGIES INC	146	209.04	30,519.84
	LINDE PLC	720	166.50	119,880.00
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	253	341.60	86,424.80
	小計	284,134		26,383,490.91
	(邦貨換算)			(2,913,792,736)
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	4,300	17.15	73,745.00
	BANK OF MONTREAL	1,234	97.35	120,129.90
	BANK OF NOVA SCOTIA	800	74.32	59,456.00
	NATIONAL BANK OF CANADA	1,300	61.79	80,327.00
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	2,100	57.03	119,763.00

	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	778	111.83	87,003.74
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	2,550	35.41	90,295.50
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	894	109.94	98,286.36
	OPEN TEXT CORP	700	49.73	34,811.00
	FORTIS INC	1,500	47.00	70,500.00
	ENBRIDGE INC	3,000	47.35	142,050.00
	TRANSCANADA CORP	1,324	56.36	74,620.64
	ROYAL BANK OF CANADA	1,500	100.67	151,005.00
	TORONTO-DOMINION BANK	1,574	74.61	117,436.14
	SUNCOR ENERGY INC	437	43.24	18,895.88
	PEMBINA PIPELINE CORP	1,200	48.19	57,828.00
	NUTRIEN LTD	1,584	71.50	113,256.00
	CGI INC	1,000	87.85	87,850.00
	小計	27,775		1,597,259.16
	(邦貨換算)			(132,556,537)
オーストラリアドル	AUST AND NZ BANKING GROUP	2,426	26.54	64,386.04
	WESTPAC BANKING CORP	3,134	26.19	82,079.46
	FORTECUE METALS GROUP LTD	4,900	6.32	30,968.00
	BHP GROUP LTD	6,253	36.67	229,297.51
	CSL LIMITED	466	187.29	87,277.14
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	2,722	70.59	192,145.98
	BORAL LTD	9,200	4.87	44,804.00
	RIO TINTO LTD	1,941	91.90	178,377.90
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	1,704	24.23	41,287.92
	NEWCREST MINING LIMITED	4,350	24.98	108,663.00
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	2,300	35.53	81,719.00
	MACQUARIE GROUP LTD	210	125.45	26,344.50
	小計	39,606		1,167,350.45
	(邦貨換算)			(91,461,907)
イギリスポンド	ASHTED GROUP PLC	3,558	20.06	71,373.48
	DIAGEO PLC	2,752	30.37	83,578.24
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	637	28.23	17,985.69
	IMPERIAL BRANDS PLC	292	26.33	7,689.82
	HSBC HOLDINGS PLC	20,424	6.60	134,982.21
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	10,976	2.64	29,009.56
	PRUDENTIAL PLC	3,011	15.17	45,676.87
	RIO TINTO PLC	1,270	43.47	55,213.25
	BP PLC	24,115	5.40	130,438.03
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	76,006	0.57	43,627.44
	TESCO PLC	6,700	2.17	14,599.30
	SMITH & NEPHEW PLC	2,245	14.60	32,788.22
	GLAXOSMITHKLINE PLC	4,469	15.66	69,984.54
	ASTRAZENECA PLC	1,472	61.49	90,513.28
	BARCLAYS PLC	12,000	1.56	18,835.20
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	5,691	24.27	138,120.57
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	4,431	24.60	109,002.60

	BUNZL PLC	1,324	24.80	32,835.20
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	1,949	46.31	90,258.19
	UNILEVER PLC	1,742	42.50	74,043.71
	SEVERN TRENT PLC	498	19.63	9,778.23
	WHITBREAD PLC	310	49.18	15,245.80
	SMITHS GROUP PLC	800	14.80	11,840.00
	3I GROUP PLC	5,380	9.35	50,313.76
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	793	59.98	47,564.14
	RELX PLC	1,811	17.42	31,547.62
	GLENCORE PLC	9,340	2.97	27,749.14
	COMPASS GROUP PLC	4,282	17.56	75,191.92
	NATIONAL GRID PLC	3,608	8.49	30,653.56
	FERGUSON PLC	577	54.10	31,215.70
	BHP GROUP PLC	2,365	17.72	41,907.80
	JOHNSON MATTHEY PLC	215	30.26	6,505.90
	小計 (邦貨換算)	215,043		1,670,068.97 (235,980,745)
スイスフラン	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	6	6,315.00	37,890.00
	GIVAUDAN-REG	19	2,460.00	46,740.00
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	269	317.80	85,488.20
	NOVARTIS AG-REG	2,931	89.10	261,152.10
	ABB LTD-REG	650	19.44	12,639.25
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	861	270.70	233,072.70
	NESTLE SA-REG	4,155	88.06	365,889.30
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	501	11.60	5,811.60
	LONZA GROUP AG-REG	66	285.80	18,862.80
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	34	693.50	23,579.00
	GEBERIT AG-REG	66	391.80	25,858.80
	JULIUS BAER GROUP LTD	160	39.56	6,329.60
	SWISS RE AG	635	96.04	60,985.40
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	644	71.54	46,071.76
	SIKA AG-REG	714	130.80	93,391.20
	UBS GROUP AG	3,313	12.74	42,224.18
	小計 (邦貨換算)	15,024		1,365,985.89 (149,985,250)
ホンコンドル	BANK OF EAST ASIA	2,200	27.70	60,940.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	1,900	257.80	489,820.00
	MTR CORP	7,500	43.75	328,125.00
	HANG SENG BANK LTD	1,900	185.50	352,450.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	1,000	53.35	53,350.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	6,000	54.25	325,500.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	10,000	31.10	311,000.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	133.90	803,400.00
	AIA GROUP LTD	17,600	74.80	1,316,480.00
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	2,052	81.00	166,212.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	3,052	65.45	199,753.40

	小計 (邦貨換算)	59,204		4,407,030.40 (62,006,917)	
シンガポール ドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,600	24.97	114,862.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	5,300	7.72	40,916.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	5,200	3.03	15,756.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	5,700	11.68	66,576.00	
	KEPPEL CORP LTD	2,900	6.11	17,719.00	
	小計 (邦貨換算)	23,700		255,829.00 (20,809,130)	
スウェーデン クローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	2,260	205.30	463,978.00	
	ERICSSON LM-B SHS	4,680	86.34	404,071.20	
	TELIA CO AB	7,083	39.44	279,353.52	
	VOLVO AB-B SHS	3,735	132.90	496,381.50	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	1,857	255.80	475,020.60	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	1,172	101.25	118,665.00	
	ASSA ABLOY AB-B	1,092	186.15	203,275.80	
	NORDEA BANK ABP	1,132	83.65	94,691.80	
	小計 (邦貨換算)	23,011		2,535,437.42 (30,120,996)	
デンマーク クローネ	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	8	8,952.00	71,616.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	346	558.00	193,068.00	
	DSV A/S	1,010	523.60	528,836.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,672	328.50	549,252.00	
	ORSTED A/S	405	478.50	193,792.50	
	小計 (邦貨換算)	3,441		1,536,564.50 (25,675,992)	
ユーロ	AIRBUS SE	1,051	107.18	112,646.18	
	ADIDAS AG	504	197.00	99,288.00	
	L'OREAL	681	220.50	150,160.50	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	509	290.85	148,042.65	
	INTESA SANPAOLO	11,400	1.98	22,617.60	
	THALES SA	40	104.20	4,168.00	
	CAPGEMINI SA	158	102.35	16,171.30	
	KBC GROEP NV	529	59.56	31,507.24	
	HANNOVER RUECK SE	462	127.80	59,043.60	
	MICHELIN (CGDE)-B	180	100.90	18,162.00	
	PERNOD-RICARD SA	240	149.00	35,760.00	
	RWE AG	1,193	22.43	26,758.99	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	180	66.14	11,905.20	
	VIVENDI	1,798	22.73	40,868.54	
	SAP SE	1,375	93.56	128,645.00	
	PUMA AG	62	451.00	27,962.00	
	BAYER AG	148	65.55	9,701.40	
	BASF SE	364	64.52	23,485.28	
	BEIERSDORF AG	101	91.48	9,239.48	
	HOCHTIEF AG	145	132.10	19,154.50	

ORANGE	3,131	13.19	41,313.54
SAMPO OYJ-A SHS	732	42.24	30,919.68
ALLIANZ SE-REG	733	184.20	135,018.60
HERMES INTERNATIONAL	54	541.40	29,235.60
DASSAULT SYSTEMES SA	100	126.80	12,680.00
VOLKSWAGEN AG-PFD	315	141.86	44,685.90
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	3,502	5.02	17,608.05
KERING	179	468.20	83,807.80
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	820	49.30	40,426.00
CARREFOUR SA	1,110	17.75	19,708.05
REPSOL SA	2,582	14.99	38,717.09
SANOFI	1,036	73.39	76,032.04
BANCO SANTANDER SA	11,639	3.97	46,206.83
SIEMENS AG-REG	953	92.25	87,914.25
TELEFONICA SA	3,420	7.31	25,017.30
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	547	69.35	37,934.45
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	6,336	14.14	89,622.72
INFINEON TECHNOLOGIES AG	925	19.86	18,370.50
NOKIA OYJ	11,750	5.53	65,048.00
AEGON NV	1,270	4.38	5,567.68
STMICROELECTRONICS NV	750	14.59	10,942.50
KONINKLIJKE PHILIPS NV	1,280	34.70	44,416.00
DEUTSCHE BOERSE AG	443	110.25	48,840.75
AXA SA	4,105	20.37	83,618.85
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	372	82.04	30,518.88
ENEL SPA	9,800	5.21	51,077.60
ENI SPA	3,210	14.78	47,443.80
SNAM SPA	2,587	4.16	10,777.44
BNP PARIBAS	1,102	40.41	44,537.33
ENAGAS	365	24.98	9,117.70
WIRECARD AG	337	102.25	34,458.25
PROXIMUS	880	22.30	19,624.00
TERNA SPA	3,900	5.36	20,935.20
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	900	36.85	33,165.00
SAFRAN SA	904	114.20	103,236.80
MTU AERO ENGINES AG	131	191.50	25,086.50
KONE OYJ-B	200	44.02	8,804.00
HEINEKEN HOLDING NV	203	83.65	16,980.95
UNILEVER NV-CVA	2,532	48.73	123,384.36
TOTAL SA	3,247	48.98	159,054.29
VINCI SA	592	79.10	46,827.20
DANONE	759	65.26	49,532.34
AIR LIQUIDE SA	350	106.00	37,100.00
IBERDROLA SA	11,580	7.18	83,190.72
AMADEUS IT GROUP SA	823	68.46	56,342.58
HUGO BOSS AG -ORD	290	62.28	18,061.20

COMMERZBANK AG	1,720	6.31	10,865.24
ASML HOLDING NV	641	162.52	104,175.32
VONOVIA SE	1,179	43.92	51,781.68
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	1,835	22.85	41,929.75
FERRARI NV	655	110.35	72,279.25
ACS ACTIVIDADES CONS Y S-RTS	900	0.47	425.97
AKZO NOBEL	732	78.45	57,425.40
INDITEX	554	24.82	13,750.28
ABN AMRO GROUP NV-CVA	2,325	20.00	46,500.00
QIAGEN N.V.	294	33.92	9,972.48
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	493	66.89	32,976.77
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	2,760	8.12	22,411.20
ING GROEP NV-CVA	3,693	10.72	39,596.34
小計 (邦貨換算)	141,677		3,662,285.46 (456,613,751)
合計 (邦貨換算)	832,615		(4,119,003,961)

b. 株式以外の有価証券

(2019年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	350	46,588.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	450	88,074.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	400	29,248.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	350	64,316.00	
		PUBLIC STORAGE	180	37,467.00	
		VORNADO REALTY TRUST	200	13,654.00	
		PROLOGIS INC	600	42,510.00	
		AMERICAN TOWER CORP	1,128	198,291.12	
		CROWN CASTLE INTL CORP	150	17,812.50	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	468	86,200.92	
		小計 (邦貨換算)	4,276	624,162.04 (68,932,455)	
カナダドル	投資証券	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV (邦貨換算)	1,400	47,852.00 (3,971,237)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS	6,000	72,000.00	
		GOODMAN GROUP	7,880	98,578.80	
		SCENTRE GROUP	10,177	40,300.92	
		小計 (邦貨換算)	24,057	210,879.72 (16,522,426)	
イギリスポンド	投資証券	SEGRO PLC (邦貨換算)	2,490	16,140.18 (2,280,607)	
ホンコンドル	投資証券	LINK REIT (邦貨換算)	3,500	303,275.00 (4,267,079)	
		合計	35,723		

	(邦貨換算)		(95,973,804)
--	--------	--	--------------

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式 217 銘柄	68.14%	69.15%
	投資証券 10 銘柄	1.61%	1.64%
カナダドル	株式 18 銘柄	3.10%	3.14%
	投資証券 1 銘柄	0.09%	0.09%
オーストラリアドル	株式 12 銘柄	2.14%	2.17%
	投資証券 3 銘柄	0.39%	0.39%
イギリスポンド	株式 32 銘柄	5.52%	5.60%
	投資証券 1 銘柄	0.05%	0.05%
スイスフラン	株式 16 銘柄	3.51%	3.56%
ホンコンドル	株式 11 銘柄	1.45%	1.47%
	投資証券 1 銘柄	0.10%	0.10%
シンガポールドル	株式 5 銘柄	0.49%	0.49%
スウェーデンクローナ	株式 8 銘柄	0.70%	0.71%
デンマーククローネ	株式 5 銘柄	0.60%	0.61%
ユーロ	株式 79 銘柄	10.68%	10.83%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(2019年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,020,000	1,030,757.81	3.63	2020.2.15	
		US TREASURY N/B	2,710,000	2,714,340.23	2.63	2020.11.15	
		US TREASURY N/B	1,500,000	1,466,367.18	1.75	2022.5.15	
		US TREASURY N/B	1,320,000	1,295,971.87	2.00	2023.2.15	
		US TREASURY N/B	1,380,000	1,370,728.12	2.38	2024.8.15	
		US TREASURY N/B	540,000	527,048.43	2.13	2025.5.15	
		US TREASURY N/B	2,200,000	2,038,437.49	1.50	2026.8.15	
		US TREASURY N/B	240,000	232,818.75	2.25	2027.11.15	
		US TREASURY N/B	680,000	851,221.87	4.50	2039.8.15	
		US TREASURY N/B	640,000	815,100.00	4.63	2040.2.15	

		US TREASURY N/B	900,000	904,781.25	3.00	2042.5.15	
		小計 (邦貨換算)	13,130,000	13,247,573.00 (1,463,061,962)			
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	640,000	659,692.80	2.75	2022.6.1	
		CANADA-GOV'T	320,000	469,616.00	8.00	2027.6.1	
		小計 (邦貨換算)	960,000	1,129,308.80 (93,721,337)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	380,000	398,019.48	2.75	2024.4.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	220,000	264,515.96	4.75	2027.4.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	200,000	213,680.00	3.00	2047.3.21	
		小計 (邦貨換算)	800,000	876,215.44 (68,651,479)			
イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	60,000	61,095.60	2.00	2020.7.22	
		UK TSY GILT	220,000	256,792.80	8.00	2021.6.7	
		UK TSY GILT	50,000	54,949.50	4.00	2022.3.7	
		UK TSY GILT	30,000	33,100.80	2.75	2024.9.7	
		UK TSY GILT	720,000	1,126,080.00	4.50	2042.12.7	
		小計 (邦貨換算)	1,080,000	1,532,018.70 (216,474,242)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	180,000	183,542.40	3.25	2020.9.1	
		SINGAPORE GOV'T	50,000	55,090.00	3.50	2027.3.1	
		小計 (邦貨換算)	230,000	238,632.40 (19,410,359)			
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDISH GOVRNMNT	2,300,000	2,526,090.00	5.00	2020.12.1	
		SWEDISH GOVRNMNT	1,200,000	1,348,200.00	3.50	2022.6.1	
		小計 (邦貨換算)	3,500,000	3,874,290.00 (46,026,565)			
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T (邦貨換算)	2,900,000	3,070,375 (39,177,985)	3.75	2021.5.25	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	3,500,000	3,329,095.00	6.50	2022.6.9	
		MEXICAN BONOS	500,000	499,840.00	8.50	2029.5.31	
		MEXICAN BONOS	1,000,000	935,580.00	7.75	2031.5.29	
		小計 (邦貨換算)	5,000,000	4,764,515.00 (27,348,316)			
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND	900,000	899,550.00	1.50	2020.4.25	
		POLAND GOVT BOND	500,000	569,000.00	5.75	2022.9.23	
		POLAND GOVT BOND	300,000	298,170.00	2.50	2027.7.25	
		小計 (邦貨換算)	1,700,000	1,766,720.00 (50,881,536)			
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	110,000	118,467.80	1.75	2022.7.4	

	DEUTSCHLAND REP	50,000	92,833.00	4.75	2040.7.4	
	DEUTSCHLAND REP	390,000	446,093.70	1.25	2048.8.15	
	BTPS	250,000	285,625.00	5.50	2022.11.1	
	BTPS	280,000	304,864.00	3.75	2024.9.1	
	BTPS	360,000	417,944.88	5.00	2025.3.1	
	BTPS	310,000	353,865.00	4.50	2026.3.1	
	BTPS	100,000	130,000.00	6.50	2027.11.1	
	BTPS	300,000	390,810.00	6.00	2031.5.1	
	BTPS	250,000	303,525.00	5.00	2040.9.1	
	FRANCE O.A.T.	910,000	921,948.30	0.25	2020.11.25	
	FRANCE O.A.T.	380,000	414,998.00	3.75	2021.4.25	
	FRANCE O.A.T.	280,000	383,224.80	8.50	2023.4.25	
	FRANCE O.A.T.	240,000	264,785.04	1.75	2024.11.25	
	FRANCE O.A.T.	180,000	184,716.00	0.75	2028.5.25	
	FRANCE O.A.T.	200,000	217,020.00	1.50	2031.5.25	
	FRANCE O.A.T.	230,000	360,046.14	4.75	2035.4.25	
	FRANCE O.A.T.	220,000	307,780.00	3.25	2045.5.25	
	NETHERLANDS GOVT	290,000	429,026.00	5.50	2028.1.15	
	SPANISH GOV'T	540,000	652,994.08	5.40	2023.1.31	
	SPANISH GOV'T	80,000	81,586.88	1.40	2028.4.30	
	SPANISH GOV'T	350,000	504,943.60	6.00	2029.1.31	
	SPANISH GOV'T	150,000	177,837.75	3.45	2066.7.30	
	BELGIAN 0324	650,000	847,106.65	4.50	2026.3.28	
	REP OF AUSTRIA	240,000	264,768.00	3.50	2021.9.15	
	REP OF AUSTRIA	60,000	87,210.00	3.15	2044.6.20	
	IRISH GOVT	100,000	130,988.00	5.40	2025.3.13	
	小計 (邦貨換算)	7,500,000	9,075,007.62 (1,131,471,950)			
	合計 (邦貨換算)					(3,156,225,731)

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	国債証券 11 銘柄	45.70%	46.35%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	2.93%	2.97%
オーストラリアドル	国債証券 3 銘柄	2.14%	2.18%
イギリスポンド	国債証券 5 銘柄	6.76%	6.86%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	0.61%	0.61%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	1.44%	1.46%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	1.22%	1.24%
メキシコペソ	国債証券 3 銘柄	0.85%	0.87%
ズロチ	国債証券 3 銘柄	1.59%	1.61%
ユーロ	国債証券 27 銘柄	35.34%	35.85%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年2月28日現在)

青のライフキャンバス・ファンド（標準型）

資産総額	1,400,281,264 円
負債総額	653,057 円
純資産総額（ - ）	1,399,628,207 円
発行済数量	1,402,520,797 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9979 円

赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）

資産総額	1,397,342,922 円
負債総額	650,941 円
純資産総額（ - ）	1,396,691,981 円
発行済数量	1,438,214,722 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9711 円

（参考）国内株式マザーファンド

資産総額	8,313,792,648 円
負債総額	105,098,656 円
純資産総額（ - ）	8,208,693,992 円
発行済数量	7,597,352,237 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0805 円

（参考）国内債券マザーファンド

資産総額	9,876,653,603 円
負債総額	280,038,803 円
純資産総額（ - ）	9,596,614,800 円
発行済数量	6,658,614,523 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4412 円

（参考）外国株式マザーファンド

資産総額	4,325,268,370 円
負債総額	15,151,135 円
純資産総額（ - ）	4,310,117,235 円
発行済数量	1,944,995,783 口
1単位当たり純資産額（ / ）	2.2160 円

（参考）外国債券マザーファンド

資産総額	3,227,305,881 円
------	-----------------

負債総額	15 円
純資産総額 (-)	3,227,305,866 円
発行済数量	1,222,225,695 口
1単位当たり純資産額 (/)	2.6405 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2019年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（2）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとしします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2019年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年2月末日現在、258本であり、その純資産総額の合計は1,146,154百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	147本	468,071百万円
単位型株式投資信託	49本	152,085百万円
単位型公社債投資信託	62本	525,997百万円
合計	258本	1,146,154百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第37期 (2017年3月31日現在)		第38期 (2018年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			6,642,674		7,254,267
2. 前払費用			39,531		46,019
3. 未収入金			48,324		-
4. 未収委託者報酬			854,047		1,054,036
5. 未収運用受託報酬			383,416		450,583
6. 繰延税金資産			52,937		104,232
流動資産計			8,020,932		8,909,139
固定資産					
1. 有形固定資産			176,527		141,929
(1) 建物	1	114,696		101,837	
(2) 器具備品	1	61,326		39,714	
(3) その他	1	504		378	
2. 無形固定資産			48,795		44,418
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		42,345		36,077	
(3) ソフトウェア仮勘定		3,586		5,477	
3. 投資その他の資産			296,532		295,596
(1) 投資有価証券		38,529		37,527	
(2) 関係会社株式		5,386		5,386	
(3) 長期差入保証金		122,433		117,140	
(4) 繰延税金資産		103,847		116,050	
(5) その他		26,335		19,491	
固定資産計			521,854		481,944
資産合計			8,542,787		9,391,083

区分	注記 番号	第37期 (2017年3月31日現在)		第38期 (2018年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			14,970		10,633
2. 未払金			396,503		608,077
(1) 未払収益分配金		1,704		1,330	
(2) 未払償還金		5,660		5,660	
(3) 未払手数料		343,787		408,586	
(4) その他未払金		45,350		192,500	
3. 未払費用			583,303		752,818
4. 未払法人税等			11,174		31,501
5. 未払消費税等			38,997		42,128
6. 前受収益			-		54
7. 賞与引当金			91,112		241,535
8. 役員賞与引当金			6,458		22,308
流動負債計			1,142,521		1,709,058
固定負債					
1. 退職給付引当金			408,206		437,211
2. 役員退職慰労引当金			19,356		23,890
固定負債計			427,562		461,101
負債合計			1,570,083		2,170,159
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,594,927		5,843,079
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,282,136		2,530,288	
株主資本計			6,972,595		7,220,746
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			108		176
評価・換算差額等計			108		176
純資産合計			6,972,703		7,220,923
負債純資産合計			8,542,787		9,391,083

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,248,077		5,898,485
2. 運用受託報酬			1,289,990		1,846,568
営業収益計			5,538,067		7,745,053
営業費用					
1. 支払手数料			1,860,395		2,510,004
2. 広告宣伝費			2,604		1,235
3. 調査費			1,492,104		2,396,244
(1) 調査費		129,459		185,225	
(2) 委託調査費		988,082		1,851,949	
(3) 情報機器関連費		373,672		358,074	
(4) 図書費		888		995	
4. 委託計算費			181,296		207,692
5. 営業雑経費			104,940		102,102
(1) 通信費		7,672		6,944	
(2) 印刷費		87,593		86,366	
(3) 協会費		5,876		5,655	
(4) 諸会費		3,797		3,135	
営業費用計			3,641,341		5,217,280
一般管理費					
1. 給料			1,133,594		1,183,052
(1) 役員報酬		68,848		70,882	
(2) 給料・手当		1,010,113		1,004,735	
(3) 賞与		54,633		107,434	
2. 法定福利費			169,520		202,059
3. 退職金			6,136		3,276
4. 福利厚生費			3,723		3,869
5. 交際費			2,273		3,108
6. 旅費交通費			11,895		14,213
7. 事務委託費			94,455		104,724
8. 租税公課			68,018		124,851
9. 不動産賃借料			125,103		125,103
10. 退職給付費用			51,318		50,494
11. 役員退職慰労引当金繰入			4,451		4,534
12. 賞与引当金繰入			91,112		241,535
13. 役員賞与引当金繰入			6,458		22,308
14. 固定資産減価償却費			63,703		50,503
15. 諸経費			62,410		54,047
一般管理費計			1,894,176		2,187,683
営業利益			2,549		340,089

区分	注記 番号	第37期 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)		第38期 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			1,096		1,073
2. 受取利息			68		68
3. 時効成立分配金・償還金			-		374
4. 雑収入			751		676
営業外収益計			1,916		2,193
営業外費用					
1. 為替差損			526		641
2. 雑損失			651		630
営業外費用計			1,177		1,272
經常利益			3,288		341,010
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			725		213
特別利益計			725		213
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		50		21
2. 投資有価証券売却損			6,007		1
特別損失計			6,057		22
税引前当期純利益または 税引前当期純損失()			2,043		341,201
法人税、住民税及び事業税			45,696		156,577
法人税等調整額			29,030		63,527
当期純利益			14,622		248,151

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,267,514	5,580,304	6,957,972
当期変動額								
当期純利益						14,622	14,622	14,622
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	14,622	14,622	14,622
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,539	2,539	6,955,433
当期変動額			
当期純利益			14,622
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,647	2,647	2,647
当期変動額合計	2,647	2,647	17,270
当期末残高	108	108	6,972,703

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,282,136	5,594,927	6,972,595
当期変動額								
当期純利益						248,151	248,151	248,151
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	248,151	248,151	248,151
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	108	108	6,972,703
当期変動額			
当期純利益			248,151
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	68	68	68
当期変動額合計	68	68	248,220
当期末残高	176	176	7,220,923

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第37期 (2017年3月31日現在)		第38期 (2018年3月31日現在)	
1	有形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産の減価償却累計額
	建物 21,507千円		建物 34,366千円
	器具備品 92,906千円		器具備品 115,139千円
	その他 392千円		その他 518千円

（損益計算書関係）

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	1	固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
	器具備品 1千円		ソフトウェア 21千円
	ソフトウェア 48千円		

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	6,642,674	6,642,674	-
(2) 未収入金	48,324	48,324	-
(3) 未収委託者報酬	854,047	854,047	-
(4) 未収運用受託報酬	383,416	383,416	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	8,329	8,329	-
資産計	7,936,792	7,936,792	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,704)	(1,704)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(343,787)	(343,787)	-
その他未払金	(45,350)	(45,350)	-
(2) 未払費用	(583,303)	(583,303)	-
負債計	(979,807)	(979,807)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	6,642,674	-	-
未収入金	48,324	-	-
未収委託者報酬	854,047	-	-
未収運用受託報酬	383,416	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	999	6,274	1,055
合計	7,929,462	6,274	1,055

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,254,267	7,254,267	-
(2) 未収委託者報酬	1,054,036	1,054,036	-
(3) 未収運用受託報酬	450,583	450,583	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,327	7,327	-
資産計	8,766,214	8,766,214	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(408,586)	(408,586)	-
その他未払金	(192,500)	(192,500)	-
(2) 未払費用	(752,818)	(752,818)	-
負債計	(1,360,896)	(1,360,896)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,254,267	-	-
未収委託者報酬	1,054,036	-	-
未収運用受託報酬	450,583	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,011	3,941	1,374
合計	8,760,898	3,941	1,374

(有価証券関係)

第37期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

其他有価証券の当事業年度中の売却額は39,705千円であり、売却益の合計額は725千円、売却損の合計額は6,007千円であります。また、其他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	3,515	3,250	265
	小計	3,515	3,250	265
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	4,813	4,922	109
	小計	4,813	4,922	109
合計		8,329	8,172	156

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は2,212千円であり、売却益の合計額は213千円、売却損の合計額は1千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	4,233	3,924	309
	小計	4,233	3,924	309
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	3,093	3,147	54
	小計	3,093	3,147	54
合計		7,327	7,072	254

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	410,278千円
退職給付費用	42,832千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>44,904千円</u>
退職給付引当金の期末残高	408,206千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>408,206千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>408,206千円</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>408,206千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>408,206千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	42,832千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	8,486千円
--------------	---------

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	408,206千円
退職給付費用	44,140千円
退職給付の支払額	15,136千円
退職給付引当金の期末残高	437,211千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

退職給付引当金	437,211千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,211千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	44,140千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	6,353千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	第37期（2017年3月31日現在）	第38期（2018年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	28,117	73,958
未払事業税	2,741	8,944
未払社会保険料	4,731	12,118
退職給付引当金	130,989	141,151
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,056	15,056
繰越欠損金	39,461	11,374
その他	9,222	10,270
小計	230,321	272,873
評価性引当額	73,487	52,512
繰延税金資産計	156,833	220,361
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	47	77
繰延税金負債計	47	77
繰延税金資産の純額	156,785	220,283

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期（2017年3月31日現在）	第38期（2018年3月31日現在）	
税引前当期純損失を計上しているため 注記を省略しております。	法定実効税率 (調整)	30.9%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5
	住民税均等割	0.7
	評価性引当額	6.1
	その他	0.6
	税効果会計適用後の法人税率の負担率	27.3

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う受取予定額(*1)	48,324	未収入金	48,324

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から受け取る金額であります。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有)直接 100	経営管理役員の兼任	連結納税に伴う支払予定額(*1)	144,109	未払金	144,109

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結役員の兼任	投資顧問契約(*1)	321,896	未収運用受託報酬	86,177

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第38期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	321,424	未収運用受託報酬	83,978

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第37期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		第38期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,441.29円	1株当たり純資産額	6,670.59円
1株当たり当期純利益	13.50円	1株当たり当期純利益	229.23円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	14,622	当期純利益（千円）	248,151
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	14,622	普通株式に係る当期純利益（千円）	248,151
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第39期中間会計期間末 (2018年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			7,098,232
2. 前払費用			82,190
3. 未収入金			87
4. 未収委託者報酬			1,049,324
5. 未収運用受託報酬			393,207
6. その他			831
流動資産計			8,623,872
固定資産			
1. 有形固定資産			148,802
(1) 建物	1	96,398	
(2) 器具備品	1	52,072	
(3) その他	1	331	
2. 無形固定資産			42,891
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		37,922	
(3) ソフトウェア仮勘定		2,106	
3. 投資その他の資産			351,038
(1) 投資有価証券		38,254	
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		114,494	
(4) 繰延税金資産		172,692	
(5) その他		20,211	
固定資産計			542,731
資産合計			9,166,604

		第39期中間会計期間末 (2018年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			12,558
2. 未払金			465,404
(1) 未払収益分配金		1,330	
(2) 未払償還金		5,660	
(3) 未払手数料		394,423	
(4) その他未払金		63,990	
3. 未払費用			703,224
4. 未払法人税等			15,007
5. 未払消費税等	2		21,571
6. 前受収益			28
7. 賞与引当金			113,236
8. 役員賞与引当金			7,500
流動負債計			1,338,530
固定負債			
1. 退職給付引当金			440,483
2. 役員退職慰労引当金			26,531
固定負債計			467,015
負債合計			1,805,545
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,983,425
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,670,635	
株主資本計			7,361,093
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			34
評価・換算差額等計			34
純資産合計			7,361,058
負債純資産合計			9,166,604

(2) 中間損益計算書

		第39期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,998,694
2. 運用受託報酬			762,778
営業収益計			3,761,472
営業費用			
1. 支払手数料			1,222,625
2. 広告宣伝費			742
3. 調査費			1,137,214
(1) 調査費		105,075	
(2) 委託調査費		851,523	
(3) 情報機器関連費		180,178	
(4) 図書費		437	
4. 委託計算費			107,600
5. 営業雑経費			47,585
(1) 通信費		3,472	
(2) 印刷費		38,767	
(3) 協会費		3,493	
(4) 諸会費		1,852	
営業費用計			2,515,768
一般管理費			
1. 給料			557,013
(1) 役員報酬		37,044	
(2) 給料・手当		511,591	
(3) 賞与		8,377	
2. 法定福利費			84,356
3. 退職金			281
4. 福利厚生費			2,146
5. 交際費			1,232
6. 旅費交通費			5,906
7. 事務委託費			48,102
8. 租税公課			68,254
9. 不動産賃借料			66,830
10. 退職給付費用			26,986
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,641
12. 賞与引当金繰入			113,236
13. 役員賞与引当金繰入			7,500
14. 固定資産減価償却費	1		22,208
15. 諸経費			34,800
一般管理費計			1,041,498
営業利益			204,205

		第39期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			958
2. 受取利息			35
3. 雑収入			405
営業外収益計			1,400
営業外費用			
1. 為替差損			419
2. 雑損失			70
営業外費用計			489
経常利益			205,115
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			397
特別利益計			397
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			488
特別損失計			488
税引前中間純利益			205,024
法人税、住民税及び事業税			16,994
法人税等調整額			47,683
中間純利益			140,346

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,530,288	5,843,079	7,220,746
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						140,346	140,346	140,346
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	140,346	140,346	140,346
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,670,635	5,983,425	7,361,093

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	176	176	7,220,923
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			140,346
株主資本以外の項 目の当中間会計期 間変動額（純額）	211	211	211
当中間会計期間 変動額合計	211	211	140,134
当中間会計期間末 残高	34	34	7,361,058

重要な会計方針

	第39期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 器具備品 2～15年 その他 8年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間末 (2018年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 39,806千円
	器具備品 124,094千円
	その他 565千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 14,441千円
	無形固定資産 7,767千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,098,232	7,098,232	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,324	1,049,324	-
(3) 未収運用受託報酬	393,207	393,207	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	8,054	8,054	-
資産計	8,548,818	8,548,818	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,330)	(1,330)	-
未払償還金	(5,660)	(5,660)	-
未払手数料	(394,423)	(394,423)	-
その他未払金	(63,990)	(63,990)	-
(2) 未払費用	(703,224)	(703,224)	-
負債計	(1,168,629)	(1,168,629)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券（投資信託）

公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第39期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	2,524	2,200	324
	小計	2,524	2,200	324
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	5,529	5,904	374
	小計	5,529	5,904	374
合計		8,054	8,104	50

（セグメント情報等）

第39期中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	
1株当たり純資産額	6,800円05銭
1株当たり中間純利益	129円65銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益(千円)	140,346
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	140,346
期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（2018年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（2018年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2018年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	
野村證券株式会社	10,000	
PWM日本証券株式会社	3,000	
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

新規買付のお申込みは受付けておりません。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

2019年2月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2018年2月16日から2019年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2019年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月11日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則央
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2018年2月16日から2019年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2019年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	羽柴 則夫
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	伊藤 雅人
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。